

独立行政法人農畜産業振興機構の
平成25年度に係る業務の実績に関する評価結果

農林水産省独立行政法人評価委員会
農業分科会

業務実績の総合評価

総合評価：A

1. 評価に至った理由

法人から提出された自己評価シート及び業務実績報告書等の資料をもとに、法人の中期計画項目について評価基準に基づき評価を行った結果、小項目では2項目がb評価となったが、中項目、大項目の評価は、いずれもA評価となった。

また、「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成21年3月30日政策評価・独立行政法人評価委員会）、「独立行政法人評価分科会における平成26年度の取組について」（平成26年5月29日政策評価・独立行政法人評価委員会）、「平成24年度における農林水産省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」（平成25年12月16日政策評価・独立行政法人評価委員会）（以下「二次評価意見」という。）等を踏まえ、総合的に勘案した結果、平成25年度の業務は、中期計画の達成に向けて順調に行われていると判断し、総合評価はAとした。

なお、本年度においてS評価、D評価とする項目はなかった。

（参考）

小項目では、120項目中	107項目がa評価、2項目がb評価、評価対象外が11項目
中項目では、25項目中	18項目がA評価、評価対象外が7項目
大項目では、8項目中	6項目がA評価、評価対象外が2項目

2. 業務運営に対する主な意見等

「第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置」について

① 業務経費（附帯事務費）については、年度計画に設定した目標を上回る削減が行われている。なお、法人は、農林水産省からの政策的要請を受け、経済情勢、農畜産業をめぐる情勢等を踏まえた緊急対策を迅速かつ適正に実施しているが、当該業務経費の削減実績は、これらの対策を除く事業について、効率的な実施に努めた結果である。

② 一般管理費については、引き続き支出の縮減に努め、年度計画に設定した目標通りに削減が行われている。また、地方事務所の経費削減を検討するチームを設置し、地方事務所の賃借料等の経費削減に取り組んでいる。

③ 給与水準については、本俸水準及び管理職手当の引下げ、管理職ポストオフ、管理職への昇格抑制等の取組により、職員の給与水準の年齢・地域・学歴を勘案した対国家公務員指数が、平成18年度の114.1から13.7ポイント改善され100.4と国家公務員と同程度となっている。また、給与水準の公表において、国に比べ給与水準が高くなっている定量的な理由、給与水準の適切性の検証等についての的確に説明している。法人は、国家公務員と同程度となった地域・学歴を勘案した対国家公務員指数の水準を維持するための取組について、必要な範囲内で、引き続き実施されたい。

④ 契約について

ア 総合評価落札方式や複数年度契約など契約事務細則で明確に定めており、「独立行政法人における契約の適正化について（依頼）」（平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡）での要請事項が的確に措置されている。

イ 契約事務手続については、随意契約等審査委員会、法人外部の有識者等からなる契約監視委員会、監事を含む監査部門及び会計監査人による入札・契約に関するチェック等が実施されている。また、これらの結果は理事長に報告されるとともに、法人のホームページで公表するなど、これらの審査体制が有効に機能するための措置が講じられている。

ウ 随意契約の適正化に向けた取組については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）を踏まえ、「随意契約見直し計画」に基づく取組の実施のほか、随意契約等審査委員会による審査を通じて、真にやむを得ない契約を除く全ての契約を競争性のある契約とするなど、着実な実施が図られている。また、契約の状況を定期的にホームページに公表しているほか、外部専門家・有識者等からなる契約監視委員会を開催し、契約状況の点検を受けるなど、随意契約等における契約手続の一層の厳格化に努めている。なお、平成25年度の随意契約17件については、事務所の賃貸借契約、都道府県への委託契約等であり、競争性のある契約とするのは困難であることから、随意契約見直し計画の達成に向けた取組が着実に実行されていると判断する。

エ 一者応札の解消に向けた取組については、平成20年9月に策定した「一者応札解消に向けた取組計画」に基づき公告期間の延長、システム仕様書等の開示などに努め、また、一者応札となった契約については、入札辞退者等に対するアンケートにより不参加理由の分析・検証を行うとともに、契約の履行期間の十分な確保などの改善を行っているが、今後とも一者応札の改善に向けた取組を期待する。

⑤ 業務執行の改善について

ア 理事長は法人に与えられたミッションを有効かつ効率的に実施するための内部統制の充実を図るため、理事長のマネジメントにより、幹部会を原則として毎週開催し、業務運営の方向性を明確に伝えとともに、課題の把握・対応等を協議し、その内容については、法人のネットワークシステム等を通じて職員に広く周知されている。

また、理事長自らが行う四半期ごとのヒアリングにより、業務の進捗状況を点検・分析し、法人のミッションの達成状況、阻害要因など、内部統制の現状を適切に把握するとともに、抽出された問題点、課題等への対応を的確に指示し、確認することで、法人の業務運営の基本である年度計画の確実な達成に努めている。さらに、法令等の遵守状況の確認や適切な業務の執行を確保する観点から内部監査を実施しており、理事長によるマネジメントの下、必要に応じて速やかな改善を図るなど、役職員が一丸となって業務執行の改善、効率性の向上等に努めている。

コンプライアンスの推進を含む内部統制の状況については、外部の有識者を含むコンプライアンス委員会が策定したコンプライアンス推進計画が着実に実施されており、また、監事監査においても、コンプライアンスの推進を含む内部

統制等に特に留意した監査が行われている。その結果について、理事長は、幹部会及び法人のネットワークシステム等を通じて広く職員に周知するなど、監事を含めて、組織全体で内部統制の充実・強化に努めていると評価する。

情報開示の状況については、法令等により公開が義務付けられている事項並びに契約に関する情報等について、法人のホームページで確認したところ全て適正に公開されている。

イ 情報セキュリティ対策については、政府関係機関の一連の対策を踏まえて、サイバー攻撃発生による障害等発生時の所管官庁への連絡を情報セキュリティ規程に定めたほか、全役職員を対象とした情報セキュリティ研修、各業務システムの台帳整備及び点検、外部委託によるセキュリティ診断、各業務システムの改善計画の策定等を実施した。こうした取組にもかかわらず、平成26年度当初に機構の外部システムに不正アクセスが行われた。当該不正アクセスについては、迅速な対応等により被害は生じなかったものの、農林水産省からの事前の注意喚起が活かされておらず、万全な対策が講じられていたとは言えないことから「b」評価とした。不正アクセスが発生した場合、個人情報の流出等の多大な被害につながる可能性があることを踏まえ、その防止には費用対効果も考慮の上、十分な対策を講じるべきである。

⑥ 機能的で効率的な組織体制の整備については、経理部を従来の勘定をベースとした4課から2課体制に見直し、相互チェック体制の強化を図る取組が行われている。また、理事数については、理事の分掌、副理事長との役割分担等を整理、検証するとともに、各理事の職務の状況を取りまとめ、理事長に報告する等、適切な取組が実施されている。

⑦ 補助事業の効率化等

ア 補助事業については、平成25年度の補正予算で措置された緊急対策を含め、平成26年度に実施する事業の事業実施主体の選定に当たり、透明性の確保等の観点から、事業の公表後迅速に手続に着手し、公募を実施した。この結果、事業の早期実施が図られたものと評価する。今後も引き続き、公募の推進を期待する。また、事業の採択に当たり費用対効果分析等の評価手法を用いるなど、効率的かつ透明性の高い補助事業の実施が図られている。

なお、施設整備事業の効率的かつ効果的な事業の実施のうち、費用対効果分析を実施している事業で設置した施設の事後評価において、全件数に占める投資効率が1を超えた割合が71%に止まり、達成度合いが79%となったことから「b」評価とした。投資効率が1以下となったものは、すべて肉用牛生産への新規参入等を支援する事業であり、周囲のサポートが重要であることから、事業実施主体等（農協等）と連携して、支援体制の強化等に努められたい。

イ 補助事業を適正、効率的に実施するための新規事業を中心とした事業説明会等の実施、定められた日数以内での交付決定の実施等の取組については、計画通りに適切に実施されていた。また、基金の見直し時期については、従来3年ごとであったものを、後年度負担が明確な事業については、毎年度見直しを行うよう基金の管理基準を改正し、基金規模の適正化に資する措置を講じている。

⑧ 砂糖勘定の累積欠損の解消に向けた取組については、短期借入金の借入に当たり、一般入札により借入利率のうち固定利率（スプレッド）が0%となったほか、借入期間を1週間以内とし、変動利率（日本円タイポ）を最も低く抑えることで、借入コストの削減を図っている（第4の②も参照）。

「第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」について

① 経営安定対策

ア 畜産の経営安定対策については、酪農、肉用牛繁殖、肉用牛肥育、養豚等それぞれの特性に応じ、コストや販売価格の変動等による影響を緩和するための対策が講じられており、いずれの業務も適正かつ効率的に実施している。

イ 野菜の経営安定対策については、生産者補給交付金等の迅速な交付を行った。また、契約指定野菜安定供給事業におけるリレー出荷の特例措置について、野菜生産者、関係団体等約1,300者にパンフレットを配布するとともに、農政局主催の会議等の場を活用して説明を行うことで、35グループが同特例措置の認可を国から受けた。着実な周知の取組により、前年度の認定数から大幅な増加となっており、評価できるものである。

ウ 砂糖・でん粉関係業務については、生産者等への交付金の迅速な交付を行っている。

② 需給調整・価格安定対策

ア 指定乳製品等については、国際約束に従って国が定める数量の全量（13万7千トン）について、需給状況を踏まえて品目、数量等を決定し、輸入契約が締結された。また、売渡計画に基づく売渡しが適切に実施されている。

イ 野菜農業振興事業の緊急需給調整事業については、登録出荷団体等にアンケート、ヒアリング等を行い、それらの結果を取りまとめた上で農林水産省に報告し、国による同事業のメニューの見直しに寄与する取組を行っている。

ウ 砂糖・でん粉関係業務については、輸入指定糖・異性化糖等及び輸入指定でん粉等の買入れ及び売戻しにおける月ごとの売買実績について、定められた期間内に、法人のホームページに公表している。

③ 緊急対策

法人本来のミッションとして、畜産及び野菜関係業務においては、諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、農家及び関係者への影響緩和対策等を行うとされているところであり、畜産については配合飼料の価格高騰に対応するため、平成25年7月及び26年2月に国からの要請等を踏まえ、緊急の対応策の実施が決定され、速やかに事業が実施されたほか、平成26年2月に国の「好循環実現のための経済対策」に基づき、補正予算が措置されたことに関し、畜産及び野菜において、それぞれ国の要請等を踏まえ、緊急の対応策の実施が決定され、速やかに事業が実施されたことは評価できる。

④ 資金の流れ等についての情報公開の推進

資金の流れに関する情報公開については、ホームページに公表するとともに、法人からの直接・間接補助対象者等に係

る情報公開についても、適切に公表している。また、平成24年度の実績については、国からの交付額、畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れ、事業返還金の活用理由等の付記などの情報を加え、積極的かつ分かりやすく公表されている。

- ⑤ 情報収集提供業務については、情報利用者等のニーズを的確に把握するため、専門家、情報利用者、消費者等による情報検討委員会を開催し、その意見等を反映させるとともに、需給及び生産者の経営安定に関連する重要情報等に加え、主要輸出国の農業政策等に関する各種情報提供を的確に行っている。
- 海外情報については、一定の水準を維持できるよう、引き続き本部による積極的な収集・提供に努められたい。

「第3 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画」について

- ① 事務費及び一般管理費の削減に係る取組については、「第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置」の①及び②を参照。
- ② 事業資金等の法人の保有する資金の重要性にかんがみ、流動性の確保と元本保全を第一義として管理するものとし、併せて、安全性を守りつつ効率的な運用を行うことを基本とする資金管理運用基準に基づき、安全性に十分留意しつつ、効率的に運用されている。金融機関の選定にあたって、指定格付機関により発行体格付（長期）をされているものであっていずれの発行体格付も投資適格以上と格付けされているものなどと規定されているほか、取引先金融機関、保有債券に係る情報収集について定期的に行うこととされている。また、資金の管理運用に関し、管理基準、危機管理対応等の重要事項等を決定するため、理事長を委員長とする資金管理委員会が設置されており、適切な資金管理が行われている。なお、具体的な運用については、事業資金等のうち流動性の確保が必要な資金について、主に大口定期預金による運用が毎月2回以上実施されている。また、資本金、事業資金の一部等については、満期償還の額や時期、新たに長期運用が可能な資金の発生状況の把握、有価証券による運用の実施により、効率的な運用が行われている。
- ③ 旧法人が実施していた債務保証業務に係る破産更生債権等については、機構発足時に承継し同額の貸倒引当金を計上しているが、うち1者は19年度に連帯保証人の破産により債権回収が不可能となったことから求償権の償却（0.9億円）を行った。残る1者について更生債権の弁済計画に基づき求償権の回収を行っていたが、25年9月に自己破産。同乳業者からの債権回収が不可能となったことから、連帯保証人に対して弁済を求めていたが、平成26年1月に連帯保証人の自己破産開始手続きが開始されており、今後も可能な限りの債権回収に向けて適切な対応に努められたい。
- ④ 関連法人等（25法人）に対する出資は、旧法人から承継したものであり、独立行政法人化以降は、新たな出資は行われていない。これら関係法人等については、全法人に対する決算ヒアリング等により、必要に応じて経営改善計画を提出させるなどの指導が行われ、出資等の管理は適切に実施されている。また、関連法人等への出資金については、その目的、必要性等が検討され、結果、関連法人等はいずれも出資目的に従って業務を着実に実施しており、引き続き出資金等を維持する必要性が確認されている。なお、関連会社（19法人）及び関連公益法人（6法人）と法人の間には契約に係る取引はない。

「第4 短期借入金の限度額」について

- ① 運営費交付金の受入の遅延等による借入はなかった。
- ② 砂糖勘定の繰越欠損金については、法人が糖価調整制度を適切に運営した結果、生じたものである。当該制度においては、調整金収入の水準を決定する指定糖調整率や生産者等への交付金単価等は農林水産省が決定することになっているため、法人においては、直接、収支をコントロールできる仕組みとはなっていない。
- 収支改善を図るため、平成22年10月以降、制度関係者による指定糖調整率の引き上げや生産者交付金単価の引き下げの取組等が実施されているところであり、この結果、平成25年度の収支においては35億円の当期利益が生じたことから、これを前年度末の繰越欠損金に加え、平成25年度末における繰越欠損金は269億円（前年度比▲35億円）であることから、今後こうした取組を継続する必要がある。
- なお、砂糖勘定の期中における短期借入金は限度額800億円の範囲内であり、その借入の金利について一般競争入札の実施等により、借入コストの抑制に努めている（第1の⑧参照）。
- 一方、でん粉勘定の期中における短期借入については、資金の状況からその必要はなく、実施されなかった。

「第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画」について

緊急的な経済対策として平成21年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等については、1,109百万円の国庫納付が行われている。また、平成23年度に牛肉・稲わらせしウム関連緊急対策として予備費を財源に措置された3対策のうち、国産牛肉信頼回復対策事業については、2,595百万円の国庫納付が行われている。なお、職員宿舎（2戸）については、平成28年度までに廃止することとしている。

「第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画」について

平成25年度は、計画がなかったため、評価を行わなかった。

「第7 剰余金の使途」について

平成25年度は、該当がなかったため、評価を行わなかった。

なお、一部勘定で計上されている利益剰余金は、その発生要因等から使途が限定されるなど、独立行政法人会計基準等に定められている目的積立金として申請することができる基準である「国からの補助金等に基づく収益以外の収益から生じた利益であり、当該利益が独立行政法人の経営努力によるものであること」等に該当しないことから、目的積立金は申請されていない。各勘定における利益剰余金は、その発生要因や使途を考慮すると引き続き保有する必要があるものと考えられる。

「第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項」について

① 職員の人事に関する計画については、業務の内容や業務量に応じて、適材適所の観点から、職員の適正配置等が実施されているほか、人事評価制度、管理職ポストオフ制度が適切に実施されている。なお、調査情報部の調査役については、従来の5名から2名を削減する見直しが行われている。

② 職員の総合的能力を養成させるための階層別、専門別研修については、年間を通じて計画的に実施されている。

「二次評価意見」のフォローアップについて

平成24年度業務実績評価に関する二次評価意見に対し法人は、法人の対応・取組を業務実績報告書等において明らかにしており、これを基に評価を行った結果、いずれも適切な対応であると評価できる。

「独立行政法人農畜産業振興機構の中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しについて」（平成25年1月29日）の対応

法人の対応・取組を業務実績報告書等において明らかにしており、これを基に評価を行った結果、いずれも適切な対応であると評価できる。

評 価 項 目 (大 項 目)	評 価
第 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	A
第 2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	A
第 3 予算、収支計画及び資金計画	A
第 4 短期借入金の限度額	A
第 5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	A
第 6 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	—
第 7 剰余金の使途	—
第 8 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項	A

評価単位ごとの評価シート（総括表）

評価項目（評価単位）	評価
<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業費の削減・効率化 2 業務運営の効率化による経費の削減 3 業務執行の改善 4 機能的で効率的な組織体制の整備 5 補助事業の効率化等 6 砂糖勘定の累積欠損の解消に向けた取組 7 長期借入れを行う場合の留意事項 	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>—</p>
<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 経営安定対策 2 需給調整・価格安定対策 3 緊急対策 4 資金の流れ等についての情報公開の推進 5 情報収集提供業務 	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>
<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業費及び一般管理費の節減に係る取り組み 2 法人運営における資金の配分状況（人件費、業務経費、一般管理費等法人全体の資金配分方針及び実績、関連する業務の状況、予算決定方式等）及び残高の状況にも留意した運営費交付金の適切な算定 3 「資金管理運用基準」に基づく、安全性に十分留意した効率的な運用 	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>
<p>第4 短期借入金の限度額</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 運営費交付金の受入の遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金 2 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金 3 でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金 	<p>A</p> <p>—</p> <p>A</p> <p>—</p>
<p>第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 緊急的な経済対策として平成21年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付 2 平成28年度までに、所有する職員宿舎を2戸譲渡し、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付 	<p>A</p> <p>A</p> <p>—</p>
<p>第6 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p>	<p>—</p>
<p>第7 剰余金の使途</p>	<p>—</p>
<p>第8 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施設及び設備に関する計画 2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。） 3 前期中期目標期間繰越積立金の処分 	<p>A</p> <p>—</p> <p>A</p> <p>A</p>

評価単位ごとの評価シート

(○中項目、◇小項目)

評価項目	達成状況	評価
<p>第1-1 事業費の削減・効率化</p>	<p>○ 事業費の削減・効率化 【評価結果】 指標の総数：1 評価aの指標数：1×2点=2点 評価bの指標数：0×1点=0点 評価cの指標数：0×0点=0点 合計 2点 (2/2=100%)</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 事業費については、補助事業の効率化等を通じ、適正な水準の確保に努める。 また、業務経費（附帯事務費）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行うことを目標に、削減する。 この場合、経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請により影響を受けることについて配慮する。</p> <p>【年度計画】 事業費については、補助事業の効率化等を通じ、適正な水準の確保に努める。 また、業務経費（附帯事務費）については、平成24年度比で1.1%削減する。 この場合、経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請により影響を受けることについて配慮する。</p>	<p>【評価指標】 ○ 事業費の削減・効率化 業務経費の対前年度比の縮減率 a：達成度は、100%以上であった b：達成度は、70%以上100%未満であった c：達成度は、70%未満であった</p> <p>削減度合いの算出に当たっては、経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請又は緊急の事態が生じた若しくは生じる恐れがあった場合に対応した業務経費を除く。</p> <p>【業務実績報告書の記述】 平成25年度の業務経費（附帯事務費）の予算額（経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請により実施された緊急対策を除く。）については、3,177百万円と平成24年度比で6.5%削減した。 (PT別添1-1)</p>	<p>a</p>

評価項目	達成状況	評価
<p>第1-2 業務運営の効率化による経費の縮減</p>	<p>○ 業務運営の効率化による経費の削減 【評価結果】 指標の総数：7 評価aの指標数：7×2点＝14点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 合計 14点（14/14＝100%）</p>	A
<p>【中期計画】 (1) 業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標に、削減する。 また、地方事務所については、賃借料等の経費削減を検討する。</p>	<p>◇(1) 経費の削減 【評価指標】 ① 一般管理費の対前年度比の縮減率 a：達成度は、100%以上であった b：達成度は、70%以上100%未満であった c：達成度は、70%未満であった 【業務実績報告書の記述】 平成25年度の一般管理費（人件費を除く。）の予算額については、626百万円と平成24年度比で3.1%削減した。</p>	a
<p>【年度計画】 (1) 一般管理費（人件費を除く。）の削減目標を達成するため、業務の見直し及び事務処理の効率化等により業務運営の効率化に努め、平成24年度比で3.1%削減する。 また、地方事務所の賃借料等について、チームを設置し、経費削減を検討する。</p>	<p>【評価指標】 ② 地方事務所の賃借料等の経費削減の検討 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった 【業務実績報告書の記述】 また、地方事務所の経費削減を検討する検討会議「地方事務所の業務運営に関する検討チーム」を新たに設置・開催し、地方事務所の賃借料等の経費削減の取組を決定した。 平成25年度においては、札幌事務所の事務室面積の削減を行い、経費の削減を図った。 (削減効果：672千円/年（税抜）) (PT別添1-2)</p>	a
<p>【中期計画】 (2) 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役員給与の在り方について、厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。 また、総人件費については、政府の方針を踏まえ、適切に対応する。</p>	<p>◇(2) 給与水準の適正化 【評価指標】 ① 職員の給与水準の年齢・地域・学歴を勘案した対国家公務員指数について当該年度に計画した具体的な目標値と実績との対比 a：達成度は、90%以上であった b：達成度は、50%以上90%未満であった c：達成度は、50%未満であった 【業務実績報告書の記述】 平成24年度の年齢・地域・学歴を勘案した対国家公務員指数は、国家公務員と同程度の101.3となり、その検証結果等を平成25年6月28日に公表した。 なお、平成25年度は100.4となっている。 (PT別添1-3)</p>	a
<p>【年度計画】 (2) 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役員給与の在り方について、厳しく検証した上で、対国家公務員年齢・地域・学歴勘案指数を国家公務員と同程度に維持するとともに、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や取組状況について公表する。</p>	<p>【評価指標】 ② 政府方針を踏まえた適切な対応等 a：適切に対応した b：適切に対応しなかった</p>	a

評価項目	達成状況	評価										
<p>また、総人件費については、政府の方針を踏まえ、適切に対応する。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>また、総人件費に係る政府方針は示されていないが、機構独自の対応として、平成24年度の職員の給与水準の結果を踏まえ、給与構造の見直し（本俸水準の引下げ）を平成25年4月1日に実施した。</p> <p>○本俸水準の引下げ</p> <table border="0"> <tr> <td>総括調整役</td> <td>▲1.4%</td> </tr> <tr> <td>部長クラス</td> <td>▲0.8%</td> </tr> <tr> <td>課長クラス</td> <td>▲0.6%</td> </tr> <tr> <td>課長代理・補佐クラス</td> <td>▲0.4%</td> </tr> <tr> <td>係長クラス</td> <td>▲0.2%</td> </tr> </table> <p>(PT別添1-3)</p>	総括調整役	▲1.4%	部長クラス	▲0.8%	課長クラス	▲0.6%	課長代理・補佐クラス	▲0.4%	係長クラス	▲0.2%	
総括調整役	▲1.4%											
部長クラス	▲0.8%											
課長クラス	▲0.6%											
課長代理・補佐クラス	▲0.4%											
係長クラス	▲0.2%											
<p>【中期計画】</p> <p>(3)「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)を踏まえ、契約については、真にやむを得ないものを除き原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）によるものとし、一者応札・応募の改善に取り組むとともに、「随意契約等見直し計画」(平成22年5月13日22農畜機第714号)に基づく取組を着実に実施し、その取組状況を公表する。</p> <p>また、契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施する。</p> <p>さらに、入札・契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査を受ける。</p>	<p>◇(3) 随意契約の見直しに向けた計画的取組</p> <p>【評価指標】</p> <p>① 「随意契約見直し計画」に基づく取組</p> <p>分母を随意契約等審査委員会への諮問件数（真にやむを得ない随意契約を除く）とし、分子を随意契約見直し計画に基づき競争性のある契約へ移行した契約件数とする。</p> <p>a：達成度合は、100%であった</p> <p>b：達成度合は、70%以上100%未満であった</p> <p>c：達成度合は、70%未満であった</p>	a										
<p>【年度計画】</p> <p>(3)「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)を踏まえ、契約については、真にやむを得ないものを除き原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）によるものとし、一者応札・応募の改善に取り組むとともに、「随意契約等見直し計画」(平成22年5月13日22農畜機第714号)に基づく取組を着実に実施し、その取組状況を公表する。</p> <p>また、契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施する。</p> <p>さらに、入札・契約の適正な実施</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>平成22年5月に策定した「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施し、随意契約等審査委員会へ諮問された契約については、事務室の賃借契約、都道府県への委託契約等、真にやむを得ない随意契約（17件）を除き、一般競争入札等（12件）とした。</p> <p>また、機構が締結した契約（少額随意契約を除く）について定期的に機構ホームページにおいて公表した。さらに、外部専門家・有識者等からなる契約監視委員会を平成25年9月10日に開催し、契約状況の点検を受けた。</p> <p>なお、1者応札・応募の改善に向けて、1者応札であった入札について、入札説明会に参加したものの応札のなかった者へのアンケートを10件実施した。また、入札公告のつど調達情報メールマガジンを配信した。</p> <p>(PT別添1-4、1-5)</p> <p>【参考】</p> <p>(契約に係る事務手続等)</p> <p>契約事務については、会計規程、契約事務細則等に契約方式、手続等を規定している。</p> <p>契約方式は原則として一般競争入札によることとしているが、緊急の必要性、競争に付することが不利と認められる場合等にあつては随意契約ができることとしており、個別の契約締結に当たっては、経理部担当理事、総務部及び経理部職員で構成する随意契約等審査委員会において、事前に審査を行っている。</p> <p>また、総合評価方式や複数年度契約に関しては、「独立行政法人における契約の適正化について（依頼）」（平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡）に基づき、規程を定め、「総合評価方式について」（19農畜機第4914号）及び「複数年度契約について」（20農畜機第3538号）により適切に措置している。</p> <p>(第三者への再委託)</p> <p>契約の全てを第三者に委託させることは禁止している。やむを得ず契約の一部を第三者に再委託する場合には、契約事務細則に基づき書面により申請し機構の承認を得ることとされており、契約事務責任者がその合理性等について審査・承認を行っている。平成25年度においては、新規取得したパソコンの設定等を専門業者に再委託したものが5件、委託調査において、委託先の会員への再委託が2件、情報誌の印刷・発送業務のうち印刷業務を再委託したものが1件あった。いずれ</p>											

評価項目	達成状況	評価
<p>について、監事及び会計監査人による監査を受ける。</p>	<p>も正確かつ効率的に契約内容を実施するためには、やむを得ないものであると判断した。</p> <p>(1者応札の解消に向けた取組)</p> <p>①公告期間の延長、②仕様書の作成に当たり、IT技術支援者から助言を得たうえでのシステム仕様書等の開示、③調達情報の「メルマガ」配信や機構ホームページでの今後の入札予定の掲載等周知方法の改善、④入札に参加しなかった者に対するアンケート結果に基づき、契約の履行期間の十分な確保、⑤入札時期の前倒しの取組の一環として、次年度の入札予定のホームページ掲載等、1者応札解消に向けた取組を引き続き実施した。1者応札は13件（前年度15件）であった。</p> <p>(PT別添1-6)</p>	
	<p>【評価指標】</p> <p>② 競争性、透明性の確保</p> <p>分母を企画競争・公募を実施した件数とし、分子を機構掲示板への掲示及びホームページへの掲載件数とする。</p> <p>a : 達成度合は、100%であった</p> <p>b : 達成度合は、70%以上100%未満であった</p> <p>c : 達成度合は、70%未満であった</p>	a
	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>一般競争、企画競争・公募を実施した157件全てにおいて、機構掲示板及び機構ホームページへの掲載を行った。(うち、企画競争・公募の実施は12件)</p> <p>また、競争性・透明性を確保するため、契約監視委員会を平成25年9月10日に開催し、契約状況、1者応札解消に向けた取組状況など契約の適切性等に対する審査を受け、契約の適切性等は問題なしとされた。</p> <p>なお、議事要旨については、機構ホームページにおいて公表した。</p>	
	<p>【評価指標】</p> <p>③ 入札・契約の適正な実施についての監査</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>さらに、監事に対して、毎月、所定の様式により、各部の契約状況を報告するとともに、定期監事監査において入札・契約のチェックを受けた。また、会計監査人から財務諸表監査の中で契約に関する評価を受けた。</p> <p>(PT別添1-7)</p>	a

評価項目	達成状況	評価
第1-3 業務執行の改善	○ 業務執行の改善 【評価結果】 指標の総数：12 評価aの指標数：11×2点＝22点 評価bの指標数：1×1点＝1点 評価cの指標数：0×0点＝0点 合計 23点 (23/24＝96%)	A
【中期計画】 (1) 独立行政法人評価委員会の評価の効率的かつ効果的な実施に資するよう、機構自ら業務の点検・評価を行うとともに、外部専門家・有識者等からなる第三者機関による業務の点検・評価を行い、その結果を業務運営に反映させる。	◇ (1) 業務全体の点検・評価 【評価指標】 ① 業務全体の点検・分析を通じた業務運営の的確な点検・評価 分母を年度当初に計画した回数とし、分子を業務運営の点検・評価を実施した回数とする。 a：達成度は、100%であった b：達成度は、70%以上100%未満であった c：達成度は、70%未満であった 【業務実績報告書の記述】 年度計画を具体化するための「具体化推進シート（工程表）」を年度初めに策定し、四半期ごとに実施したヒアリングの際、工程表の内容と実績とを比較し、業務の進捗状況を点検・分析することにより、目標の達成状況、阻害要因など、現状を適切に把握した。また、抽出された問題点、課題等への対応を的確に指示し、確認することで、業務運営の適切な進行管理を図った。併せて業務の進捗状況について自己評価を行った。 (PT別添1-8)	a
【年度計画】 (1) 独立行政法人評価委員会の評価の効率的かつ効果的な実施に資するよう、次の取組を行う。 ① 業務の進行状況及び実績について、四半期毎に点検・評価する。 ② 平成24年度の業務実績について、自己評価をもとに第三者機関による点検・評価を実施する。 ③ 第三者機関による平成24年度の業務実績に係る点検・評価結果を必要に応じて業務運営に反映させる。	【参考】 平成25年度は4月、7月、10月、1月に実施した。 【評価指標】 ② 第三者機関による業務の点検・評価の実施 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった	a
	【業務実績報告書の記述】 平成25年6月4日に「平成24年度業務実績について」等を議題とする、外部専門家・有識者からなる第11回機構評価委員会を開催し、平成24年度の業務実績に関する自己評価等について点検・評価を実施した。 (PT別添1-9) 【評価指標】 ③ 第三者機関による業務の点検・評価結果に基づいた、必要に応じた業務運営への反映 a：必要がなかった又は十分であった b：必要はあったが、やや不十分であった c：必要はあったが、不十分であった	a
	【業務実績報告書の記述】 委員会の終了後、議事録を確認しつつ、業務運営に反映が必要な事項について検討を行い、委員指摘事項への対応方針を決定した。これに基づき関係各部において業務運営への反映を行った。	

評価項目	達成状況	評価
<p>【中期計画】 (2) 補助事業について、毎事業年度の事業の達成状況等の自己評価を行うとともに、外部専門家等から成る第三者機関による事業の審査・評価を行い、必要に応じ業務の見直しを行う。</p> <p>【年度計画】 (2) 補助事業の審査・評価 平成24年度事業の達成状況等について、自己評価を行うとともに、第三者機関による事業の審査・評価を行い、必要に応じ業務の見直しを行う。</p>	<p>◇ (2) 補助事業の審査・評価</p> <p>【評価指標】</p> <p>① 事業の達成状況等の自己評価 a : 取り組みは十分であった b : 取り組みはやや不十分であった c : 取り組みは不十分であった</p> <p>-----</p> <p>【業務実績報告書の記述】 理事長による四半期毎の点検・評価に係るヒアリングの際、補助事業実施各部の平成25年度補助事業の実施状況確認等の進行管理を的確に行った。 また、補助事業に関する業務執行規程に係る評価細則に基づき、各事業の達成状況等について自己評価を行った。</p> <p>【評価指標】</p> <p>② 第三者機関による事業の審査・評価 a : 取り組みは十分であった b : 取り組みはやや不十分であった c : 取り組みは不十分であった</p> <p>-----</p> <p>【業務実績報告書の記述】 さらに、平成25年6月26日（第19回）に外部専門家・有識者からなる補助事業に関する第三者委員会を開催し、事業の評価等を行った。 (PT別添1-10)</p> <p>【評価指標】</p> <p>③ 必要に応じた業務の見直し a : 必要がなかった又は十分であった b : 必要はあったが、やや不十分であった c : 必要はあったが、不十分であった</p> <p>-----</p> <p>【業務実績報告書の記述】 なお、補助事業に関する第三者委員会の結果を踏まえ、業務の見直しが必要な事項についての検討を行い、委員指摘事項への対応方針を決定した。これに基づき関係各部において必要な業務の見直しを行った。</p>	<p>a</p> <p>a</p> <p>a</p>
<p>【中期計画】 (3) 法令等を遵守しつつ適正に業務を行い、機構に期待される役割を適切に果たしていくため、「独立行政法人における内部統制と評価について」（平成22年3月23日独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を踏まえ、内部監査の実施、外部有識者を含むコンプライアンス委員会で審議された計画に基づくコンプライアンスの推進等、引き続き内部統制の充実・強化を図る。</p> <p>【年度計画】 (3) 内部統制機能の充実・強化 内部統制機能の充実・強化を図るため、次の取組を行う。</p>	<p>◇ (3) 内部統制機能の充実・強化</p> <p>【評価指標】</p> <p>① 内部監査マニュアルに基づく内部監査の実施 分母を内部監査年度計画における被監査部署（テーマ別監査を含む。以下同じ。）の数とし、分子を内部監査を実施した被監査部署の数とする。 a : 達成度は、100%であった b : 達成度は、70%以上100%未満であった c : 達成度は、70%未満であった</p> <p>-----</p> <p>【業務実績報告書の記述】 平成25年度内部監査年度計画（平成25年3月25日付け24農畜機第5253号）に定められた、地方事務所、野菜需給部・野菜業務部、畜産振興部及び調査情報部の所掌業務、公文書管理法に基づく法人文書の管理状況及び随意契約見直し計画等に基づく取組状況について、内部監査規程、内部監査マニュアルに基づき内部監査を実施し、各被監査部署に対する内部監査報告書を取りまとめ、理事長に報告した。 (PT別添1-11)</p> <p>【評価指標】</p> <p>② コンプライアンス推進に向けた計画的取組 a : 取り組みは十分であった b : 取り組みはやや不十分であった c : 取り組みは不十分であった</p>	<p>a</p> <p>a</p>

評価項目	達成状況	評価
<p>① 平成25年度内部監査年度計画に基づく内部監査の実施。</p> <p>② コンプライアンス委員会において審議された平成25年度コンプライアンス推進計画に基づき、コンプライアンス推進に向けた計画的な取り組み。</p> <p>③ 組織目標の達成等に必要情報を適切に伝達し、役職員間の意思疎通及び情報の共有化を図るため、幹部会の定期的な開催。</p> <p>④ 個人情報の適正な取扱いを通じた個人の権利利益を保護するため、個人情報の保護対策を講じる。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>平成25年度コンプライアンス推進計画に基づき、コンプライアンス推進相談等窓口の周知と適切な対応、研修の実施、コンプライアンス監査、推進状況の点検、「コンプライアンス推進の日」（毎四半期初月の第3木曜日）の取組、教育資料の導入・活用等について計画どおり実施した。</p> <p>また、平成26年3月6日に第7回コンプライアンス委員会を開催し、平成25年度のコンプライアンス推進実績及び推進状況の点検結果を報告するとともに、平成26年度コンプライアンス推進計画について審議の上、これを策定した。</p> <p>(PT別添1-12、1-13)</p> <p>-----</p> <p>【評価指標】</p> <p>③ 役職員間の意思疎通及び情報共有化の推進</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p> <p>-----</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>組織に与えられたミッションを有効かつ効率的に実施するための内部統制の充実を図るため、理事長のマネジメントにより、原則、毎週、幹部会を開催し、業務運営の方向性を明確に伝えるとともに、組織として取り組むべき課題の把握・対応等を協議し、その内容をイントラネットに掲載するなどして役職員に広く周知を図った。</p> <p>(PT別添1-14)</p> <p>-----</p> <p>【評価指標】</p> <p>④ 個人情報保護対策の推進</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p> <p>-----</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>平成25年5月10日及び5月14日に情報公開・個人情報保護制度の運用に関する研修会（内閣府等）に職員3名を参加させるとともに、当該研修会に参加した職員を講師に、平成25年12月19日に平成25年度採用職員を対象とした「個人情報取扱い研修」を開催した。</p>	<p>a</p> <p>a</p>
<p>【中期計画】</p> <p>(4) 政府機関統一基準群を含む政府機関における一連の対策を踏まえ、適宜、情報セキュリティポリシーの見直し等を行うこととし、情報セキュリティ対策に係るPDCAサイクルを構築するための取組を推進する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>(4) 情報セキュリティ対策の向上</p> <p>政府機関統一基準群を含む政府関係機関の一連の対策を踏まえて、適宜、情報セキュリティ規程並びに情報セキュリティ対策マニュアルの見直しを行うこととし、情報セキュリティ対策に係るPDCAサイクルを構築するための取組を推進する。</p>	<p>◇ (4) 情報セキュリティ対策の向上</p> <p>【評価指標】</p> <p>(指標＝規程等の見直し、規程等の周知、実施状況の点検、監査、対策実施の改善等)</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p> <p>-----</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>政府関係機関の一連の対策を踏まえて、サイバー攻撃による障害・事故等が発生した場合に、所管官庁へ連絡する旨を情報セキュリティ規程及び情報セキュリティマニュアルに規定するとともに、全役職員に対し情報セキュリティにおける様々な脅威について、eラーニングを活用した研修等を実施し、情報セキュリティに関する周知を図った。</p> <p>また、システム台帳を整備して各業務システムの点検を行うとともに、システム改善計画を策定した。システム改善計画に基づくシステム開発等に係る進行管理を行うとともに、業務内容に適したシステムを構築するため、総合評価方式の契約を行う場合は情報システム技術審査委員会を開催し審査を行った。</p> <p>さらに、次年度の対策実施等に反映させるため、外部委託によるセキュリティ診断を実施し、個人情報の漏えい等の重大なセキュリティインシデントに直結するようなリスクのないことが確認された。</p> <p>また、監事による定期監査においてシステム監査を実施するとともに、平成24年</p>	<p>b</p>

評価項目	達成状況	評価
	<p>度内部監査の指摘を踏まえ、システム障害が発生した場合の手順書（ひな型）の検討を行い、各部に配布した。</p> <p>しかしながら、上記のような措置を講じてきたにもかかわらず、また、被害は生じなかったものの、農林水産省からの当該不正アクセスに係る注意喚起については、業務システムの担当部署に伝達する等の必要な措置を講じなかったこともあり、26年度当初に機構の業務システムに不正アクセスが行われた。</p> <p>(PT別添1-15、1-16、1-17)</p>	
<p>【中期計画】</p> <p>(5) 農林水産省との緊急時を含めた連絡体制を整備し、情報セキュリティ上の課題について農林水産省との情報交換を積極的に行う。</p> <p>特に、事故・障害等が発生した場合は、速やかに農林水産省の情報セキュリティ責任者に連絡して適切な対策を実施する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>(5) 緊急時を含めた連絡体制の整備</p> <p>所管部局との緊急時を含めた連絡体制を整備し、情報セキュリティ上の課題について所管部局との情報交換を積極的に行う。</p> <p>特に、事故・障害等が発生した場合は、速やかに所管部局の情報セキュリティ責任者に連絡して適切な対策を実施する。</p>	<p>◇ (5) 緊急時を含めた連絡体制の整備</p> <p>【評価指標】</p> <p>(指標＝所管部局との連絡体制の整備、情報交換の実施等)</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>機構内の各システムの責任者の名簿を整理し、連絡体制の整備を行った。また、農林水産省の担当部局と緊急時を含めた連絡体制の整備を行い、情報セキュリティ上の措置、関心事項等について問題を共有し必要な情報交換を行った。</p>	a

評価項目	達成状況	評価
<p>第1-4 機能的で効率的な組織体制の整備</p>	<p>○ 機能的で効率的な組織体制の整備 【評価結果】 指標の総数：2 評価aの指標数：2×2点＝4点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 合計 4点（4／4＝100%）</p>	A
<p>【中期計画】 業務運営を機能的かつ効率的に推進する観点から、諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能的で効率的な組織体制の整備を図る。 また、業務運営に真に必要な最小限の理事の数について、副理事長との役割分担等について検証の上、結論を得る</p>	<p>◇ (1) 必要に応じた機能的で効率的な組織体制の見直し 【評価指標】 a：必要がなかった又は十分であった b：必要はあったが、やや不十分であった c：必要はあったが、不十分であった 【業務実績報告書の記述】 勘定横断的な会計事案が増えてきている経理部について、相互チェック体制の強化等のための体制見直しを行い、平成25年10月に4課体制から2課体制（経理課、資金課）に変更した。</p>	a
<p>【年度計画】 業務運営を機能的かつ効率的に推進する観点から、諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能的で効率的な組織体制の整備を図る。 また、業務運営に真に必要な最小限の理事の数について、組織体制の見直し等を踏まえ、理事の分掌、副理事長との役割分担等を検証する。</p>	<p>◇ (2) 理事数についての検証等 【評価指標】 （指標＝理事の分掌、副理事長との役割分担、業務の実績等の検証、あるいは結論を得る。） a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった 【業務実績報告書の記述】 また、理事数の検証については、基本的な理事の分掌、副理事長との役割分担等を整理、検証し、それに基づき各理事の職務の状況について取りまとめ、理事長に報告した。 （PT別添1-18）</p>	a

評価項目	達成状況	評価
第1-5 補助事業の効率化等	○補助事業の効率化等 【評価結果】 指標の総数：16 評価aの指標数：14×2点＝28点 評価bの指標数：1×1点＝1点 評価cの指標数：0×0点＝0点 （評価対象外：1） 合計 29点（29/30＝97%）	A
【中期計画】 (1) 効率的かつ透明性の高い事業の実施を図る観点から、補助事業についての事業実施主体の選定に当たっては、原則として公募によることとする。	【評価指標】 ◇(1) 補助事業についての事業実施主体の選定への公募の実施 a：公募を実施した c：公募を実施しなかった	a
【年度計画】 (1) 効率的かつ透明性の高い事業の実施を図る観点から、補助事業についての事業実施主体の選定に当たっては、原則として公募によることとする。	【業務実績報告書の記述】 平成25年度補正予算及び平成26年度当初予算に係る畜産業振興事業、並びに平成25年度当初予算、平成25年度補正予算及び平成26年度当初予算に係る野菜農業振興事業について、事業の公表後、事業実施主体の選定に当たって公募（年8回、延べ15事業）を行った。 （内訳） 畜産分野：年4回、延べ13事業 野菜分野：年4回、延べ2事業 （PT別添1-19）	
【中期計画】 (2) 効率的かつ効果的な施設整備事業の実施を図る観点から、以下の措置を講じる。 ① 事業実施計画の承認に当たり事業実施主体と協議を行う。 ② 費用対効果分析、コスト分析等の評価基準を満たしているものを採択する。	◇(2) 施設整備事業の効率的かつ効果的な事業の実施 【評価指標】 ① 事業実施主体との協議 分母を事業実施計画の整備件数とし、分子を事業実施計画承認申請前に協議（書面を含む）を行った整備件数とする。 a：達成度合は、90%以上であった b：達成度合は、50%以上90%未満であった c：達成度合は、50%未満であった	a
③ 設置する施設等については、必要に応じて現地調査を行う。	【業務実績報告書の記述】 事業実施計画の承認の申請があった施設整備件数（112件）について、事前に事業実施主体と協議（112件）を行った。	
④ 費用対効果分析を実施している事業にあっては、施設設置後3年目（ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年目）までは利用状況の調査を行う。また、3年（ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年）を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用を上回る件数の全件数に占める割合を90%以上にする。 なお、必要に応じて現地調査を行い、利用率が低迷している場合には改善を行わせるよう指導する。	【評価指標】 ② 費用対効果分析・コスト分析等の評価基準を満たしているものの採択 a：評価基準を満たしているものを採択した c：評価基準を満たしているもの以外を採択した 【業務実績報告書の記述】 評価手法が開発されている施設整備事業について、効果が費用を上回ることが見込まれるもの又はコスト分析の評価基準を満たしているものを採択した（114件/114件）。採択状況は以下のとおり。 （費用対効果・採択件数） 肉用牛経営安定対策補完事業 6件 食肉流通改善合理化支援事業 1件 畜産高度化支援リース事業 5件 沖縄食肉価格安定等特別対策事業 5件 小計 17件 （コスト分析・採択件数） 酪農生産基盤回復緊急支援事業 11件 肉用牛経営安定対策補完事業 7件	a
【年度計画】		

評価項目	達成状況	評価
(2) 施設整備事業の効率的かつ効果的な事業の実施	食肉流通改善合理化支援事業 1件 畜産高度化支援リース事業 78件 小計 97件 合計 114件	
① 事業実施計画承認申請の前に事業実施主体と協議（書面によるものを含む。）を行う。	【評価指標】	
② 費用対効果分析・コスト分析等の評価基準を満たしているものを採択する。	③ 設置する施設等についての必要に応じた現地調査の実施 a：必要がなかった又は十分であった b：必要はあったが、やや不十分であった c：必要はあったが、不十分であった	a
③ 設置する施設等については、必要に応じて現地調査を行う。	【業務実績報告書の記述】 採択した事業費5千万円以上の施設等（14件）について、年度の途中における工事の進捗等に関するヒアリングを実施し、又は報告を受けた。この結果、現地調査が必要な事例はなかった。	
④ 費用対効果分析を実施している事業で設置した施設については、施設設置後3年目（ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年目）までのものの利用状況の調査を行う。	【評価指標】 ④ 設置後3年目（ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年目）までのものの利用状況の調査と必要に応じた現地調査の実施 a：必要がなかった又は十分であった b：必要はあったが、やや不十分であった c：必要はあったが、不十分であった	a
また、3年（ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年）を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用を上回る件数の全件数に占める割合を90%以上にする。なお、必要に応じて現地調査を行い、利用率が低迷している場合には改善を行わせるよう指導する。	【業務実績報告書の記述】 費用対効果分析を実施している事業で設置した対象施設全てについて、施設設置後3年目までのもの（50件）及び5年目までのもの（70件）について利用状況を確認するとともに、複数年度分のデータが蓄積された施設のうちの施設の利用状況等が計画を下回る等の18件について現地調査・指導を行った。（PT別添1-20）	
	【評価指標】 ⑤ 事後評価 効用が費用を上回る件数の全件数割合を90%以上とする。 a：達成度合は、100%以上であった b：達成度合は、70%以上100%未満であった c：達成度合は、70%未満であった	b
	【業務実績報告書の記述】 また、目標年を3年（肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年）としている施設55件について、事後評価報告書を徴取し、効用が費用を上回ったか否かの審査・確認を行った。その結果、16件については、飼養管理技術が十分でないこと等により、子牛の販売頭数が計画を下回り、販売収入が減収したこと等の理由から投資効率が1以下となり、全件数に占める投資効率1超の割合は、71%であった（55件中39件）。 なお、投資効率が1以下のものについては、全ての事業実施主体から改善策を報告させ、当初目標を達成するよう指導した。（PT別添1-21）	
【中期計画】	◇ (3) 補助事業の適正、効率的な実施の確保	
(3) 補助事業に関する業務執行規程等に基づき以下の対応を行う。	【評価指標】	
① 明確な審査基準に基づき事業を実施する。	① 業務執行規程等の基準に基づいた事業の審査 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった	a
② 事業説明会、巡回指導等を実施し、事業実施主体に対する指導を徹底する。	【業務実績報告書の記述】 補助事業の適正、効率的な実施を確保するため、業務執行規程に基づいて作成した審査基準チェックシートを用い、事業採択に当たり、同シートにより基準に基づく審査を実施した（1,089件）。また、同シートを採択に係る全ての起案文書に添付して確認した。	
③ 事業の進行管理システムにより、事業の進行状況を把握する。		
④ 毎年度、ホームページにおいて、		

評価項目	達成状況	評価
<p>事業の目的、補助率、予算額、事業実施期間等の事業概要、事業実施地域等の採択した事業の概要を公表する。</p> <p>⑤ 事業実施主体からの要領及び事業実施計画の承認並びに補助金の交付決定については、速やかに行う。</p> <p>⑥ 新規等の補助事業については、事業効果を適切に評価できる手法を導入するとともに、事業実施状況等を踏まえ、必要に応じ、評価手法等の改善を行う。</p> <p>⑦ 畜産業振興事業について、決算上の不用理由の分析を行うとともに、補助金経由の在り方及び各法人等における基金造成の在り方の見直しを行う。</p> <p>また、同事業により造成された基金について、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定。以下「基金基準」という。）等に準じて定めた基準に基づき、国における事業の改廃に資するよう、中期目標期間中に全ての基金について見直しを実施する。その上で、保有資金及び公益法人に造成している基金については、機構の業務実施に必要な経費を確保する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>(3) 補助事業の適正、効率的な実施を確保するため、業務執行規程等に基づき、以下の措置を講じる。</p> <p>① 明確な審査基準に基づき事業を実施する。</p> <p>② 新規事業を中心に、事業説明会、巡回指導等を実施し、事業実施主体に対する指導を徹底する。</p> <p>③ 事業の進行管理システムにより、事業の進行状況を把握し、その効率的な執行を確保する。</p> <p>④ ホームページにおいて、事業の目的、補助率、予算額、事業実施期間等の事業概要及び事業実施地域等の採択した事業の概要を公表する。</p> <p>⑤ 事務処理手続の迅速化、進行管理の徹底等を通じ、事業実施</p>	<p>(内訳) 畜産分野：1,048件 野菜分野：41件 (PT別添1-22)</p> <p>【評価指標】</p> <p>② 巡回指導等の実施 分母を新規に実施した補助事業数（拡充事業を含む。）とし、分子を事業説明会を開催した又は巡回指導を行った事業数とする。 a：達成度合は、90%以上であった b：達成度合は、50%以上90%未満であった c：達成度合は、50%未満であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】 補助事業の適正、効率的な実施を確保するため、畜産業振興事業における新規6事業・拡充5事業（緊急対策を含む。）全てについて、事業実施主体に対する事業説明会（22回）を実施するとともに、継続事業についても同様の会議（14回）を実施した。また、巡回指導（133回）を計画的に実施した。 なお、事業説明会では、説明内容の理解度を測るアンケート調査を実施し、1,322名からの回答によると、8割を超える出席者から概ね理解できたとの評価を得た。 また、野菜農業振興事業における新規1事業について、事業説明会（10回）を実施した。 (PT別添1-23-①、1-23-②)</p> <p>【評価指標】</p> <p>③ 事業の進行管理システムに基づいた進行管理の実施 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】 事業の進行管理システムによる進行管理を毎月行った。 また、畜産業振興事業の進行管理システムを改修し、事業執行件数や執行額等について管理強化を行い、毎月、事業別の執行見込額や不用見込額の算定が可能になった。 (PT別添1-24)</p> <p>【評価指標】</p> <p>④ ホームページでの事業概要及び採択した事業の概要の公表 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】 平成25年度に実施する畜産業振興事業及び野菜農業振興事業の事業概要及び採択した事業の概要について、情報発信が可能となった後、速やかにホームページにおいて公表した。 (PT別添1-25)</p> <p>【評価指標】</p> <p>⑤ 事務処理手続の迅速化 分母を受理した要領、実施計画及び交付申請の合計件数とし、分子を10業務日以内で行った要領、実施計画及び交付申請の合計件数とする。ただし、地方の複数の事業実施主体に係る事業については対象件数から除外する。 a：達成度合は、90%以上であった b：達成度合は、50%以上90%未満であった c：達成度合は、50%未満であった</p>	<p>a</p> <p>a</p> <p>a</p> <p>a</p>

評価項目	達成状況	評価
<p>主体から要領及び事業実施計画を受領してから承認の通知を行うまでの期間並びに補助金の交付申請を受領してから交付決定の通知を行うまでの期間が10業務日以内である件数の全件数に占める割合を90%以上とする。</p> <p>⑥ 新規等の補助事業については、事業効果を適切に評価できる手法を導入する。また、事業実施状況等を踏まえ、必要に応じ評価手法等の改善を行う。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>進行管理システムによる進行管理の徹底等により、事業実施主体から要領及び事業実施計画を受領してから承認通知を行うまでの期間並びに補助金の交付申請を受領してから交付決定の通知を行うまでの期間が10業務日以内であった割合は100.0%であった（総受理件数4,671件に対し、10業務日以内に行った件数は4,671件）。</p> <p>(内訳)</p> <p>畜産分野：4,433件/4,433件</p> <p>野菜分野：238件/238件</p>	
<p>⑦ 機構の業務実施に必要な経費を確保する等のため、畜産業振興事業について、次の取組を行う。</p>	<p>【評価指標】</p> <p>⑥ 新規等の補助事業への適切な評価手法の導入</p> <p>a：適切な評価手法を導入した</p> <p>c：評価手法を導入しなかった</p>	a
<p>ア 決算上の不用理由の分析を行う。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>従前どおりコスト分析手法を適用する事業のうち、酪農生産基盤回復緊急支援事業については、整備項目である「簡易牛舎」および「施設の改造に必要な資材の支給」について、基準を新たに設定した。</p> <p>(PT別添1-26)</p>	
<p>イ 補助金経由の在り方及び各法人等における基金造成の在り方の見直しを行う。</p>	<p>【評価指標】</p> <p>⑦ 評価手法の必要に応じた改善等</p> <p>a：必要がなかった又は十分であった</p> <p>b：必要はあったが、やや不十分であった</p> <p>c：必要はあったが、不十分であった</p>	a
<p>ア 決算上の不用理由の分析を行う。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>また、新規参入円滑化事業に係る費用対効果分析の手法について、外部有識者を交えて改善の検討を行った。</p>	
<p>イ 補助金経由の在り方及び各法人等における基金造成の在り方の見直しを行う。</p>	<p>【評価指標】</p> <p>⑧ 決算上の不用理由の分析</p> <p>a：取り組みは十分であった</p> <p>b：取り組みはやや不十分であった</p> <p>c：取り組みは不十分であった</p>	a
<p>イ 補助金経由の在り方及び各法人等における基金造成の在り方の見直しを行う。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>平成24年度事業のうち不用額が大きい事業について、その理由を分析し、平成25年6月26日に開催した補助事業に関する第三者委員会において、その結果を報告した。</p> <p>(PT別添1-27)</p>	
<p>イ 補助金経由の在り方及び各法人等における基金造成の在り方の見直しを行う。</p>	<p>【評価指標】</p> <p>⑨ 補助金経由の在り方及び各法人等における基金造成の在り方の見直し</p> <p>a：取り組みは十分であった</p> <p>b：取り組みはやや不十分であった</p> <p>c：取り組みは不十分であった</p>	a
<p>イ 補助金経由の在り方及び各法人等における基金造成の在り方の見直しを行う。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>肉用牛生産安定素牛導入支援事業において中央団体に造成していた肥育素牛導入基金及び家畜取引情報体系整備事業において地方団体に造成していた運営特別基金を閉鎖した。</p> <p>また、後年度負担が明確な事業については、毎年度見直しを行うよう基金の管理基準を改正した。</p>	

評価項目	達成状況	評価
	<p>【評価指標】</p> <p>⑩ 基準等の見直し</p> <p> a : 取り組みは十分であった</p> <p> b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p> c : 取り組みは不十分であった</p> <p> (実施した年度のみ評価を行う)</p> <hr/> <p>【参考】</p> <p>(会計検査院からの指摘への対応)</p> <p>平成25年度において、会計検査院から指摘を受けた不当事項(1件)については、指摘のあった補助金額を返還させ、事業実施主体に対して審査・指導の徹底を図るよう指導するとともに、機構に対する指摘事項については、審査体制の強化を図る措置を講じた。また、処置要求(1件)については、改善に向けた新たな方策を実施する等適切に対応した。</p>	-

評価項目	達成状況	評価
<p>第1-6 砂糖勘定の累積欠損の解消に向けた取組</p>	<p>○砂糖勘定の累積欠損の解消に向けた取組</p> <p>【評価結果】 指標の総数：1 評価aの指標数：1×2点＝2点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 合計 2点（2/2＝100%）</p> <hr/> <p>【中期計画】 砂糖勘定の累積欠損の解消に向け、糖価調整制度の趣旨及び「糖価調整制度の安定的な運営に向けた取組について」（平成22年9月農林水産省公表）等に基づき、収支改善に向けて講じる措置を踏まえ、交付金の交付業務等を適正に実施するとともに、短期借入れをするに当たっては、短期金融市場の金利動向を踏まえた適切な借入期間の設定等、借入コストの削減に努める。</p> <p>また、農林水産省独立行政法人評価委員会において、講じている措置の不断の検証を行い、見直しを行う。</p> <p>【年度計画】 砂糖勘定の累積欠損の解消に向け、糖価調整制度の趣旨及び「糖価調整制度の安定的な運営に向けた取組について」等に基づく収支改善に向けた取組を踏まえ、交付金の交付業務等を適正に実施するとともに、短期借入れをするに当たっては、短期金融市場の金利動向を踏まえた適切な借入期間の設定等、借入コストの削減に努める。</p>	<p>A</p> <hr/> <p>a</p>
	<p>【業務実績報告書の記述】 短期借入金の借入れに当たり、平成26年3月24日に一般競争入札を実施し、平成26年度の借入金融機関を決定した結果、借入利率のうち固定利率（スプレッド）は、0%となった。 （平成25年度：0.001%） （PT別添1-28）</p>	
	<p>（参考）応札金融機関：5社 また、全ての借入れについて、借入期間を1週間以内とし、変動利率（日本円タイポ）は、最も低く抑えられた。</p>	

評価項目	達成状況	評価
第1-7 長期借入れを行う場合の留意事項	○長期借入れを行う場合の留意事項	-
【中期計画】 独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第14条第1項（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第20条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、機構が長期借入れ金をするに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。 【年度計画】 -	【評価指標】 長期借入れ金の極力有利な条件での借入 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった （実施した年度のみ評価を行う）	

評価項目	達成状況	評価
第2-1 経営安定対策	○ 経営安定対策 【評価結果】 指標の総数：21 評価aの指標数：21×2点＝42点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 合計 42点（42/42＝100%）	A
【中期計画】 (1) 畜産関係業務 ① 畜産業振興事業 畜産に係る補助事業は、国等の 行う事業・施策との整合性を確 保しつつ、国、事業実施主体等 との明確な役割分担と連携の下 に、機動的かつ弾力的に実施す る。	◇ (1) 畜産関係業務 ① 畜産業振興事業 ア 肉用牛対策 【評価指標】 (ア) 肉用牛肥育経営安定特別対策事業に係る所要（当面の必要額）の基金造 成 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった	a
ア 肉用牛対策 肉用牛生産者の経営の安定を 図るため、価格の低落等により生 産者の収益性が悪化した場合に 的確に補填金の交付等を行う。	【業務実績報告書の記述】 厳しい経営環境が続く肉用牛肥育経営の安定を図ることを目的に肉用牛肥 育経営安定特別対策事業に係る補填金を月ごとに交付できるよう、月ごとに 生産者積立金に対応した基金造成必要額について基金造成を行った。 （平成25年度基金造成額 531億4千万円）	
イ 養豚対策 養豚生産者の経営の安定を図 るため、価格の低落等により生 産者の収益性が悪化した場合に 的確に補填金の交付等を行う。	【評価指標】 (イ) 都道府県団体による生産者への迅速な交付について各種会議等での指導 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった	a
ウ 補完対策 経営安定対策の補完対策を行 う。本対策については、畜産に係 る環境変化、事業実績や実施効果 等を踏まえ、不断の見直しを行 う。	【業務実績報告書の記述】 全国会議を開催するとともに、月ごとに事務連絡文書を出し、生産者へ の迅速な交付が行われるよう都道府県団体を指導した。 （PT別添2-1）	
【年度計画】 (1) 畜産関係業務 ① 畜産業振興事業 畜産に係る補助事業は、国等の 行う事業・施策との整合性を確保 しつつ、国、事業実施主体等との 明確な役割分担と連携の下に、以 下のとおり事業の重点化を図る とともに、機動的かつ弾力的に実 施する。	イ 養豚対策 【評価指標】 生産者補填金の的確な交付 分母を養豚補填金を交付した回数とし、分子を当該補填金を21業務日 以内に交付した回数とする。 a：達成度合は、100%であった b：達成度合は、70%以上100%未満であった c：達成度合は、70%未満であった	a
ア 肉用牛対策 肉用牛生産者の経営の安定を 図るため、次の取組を行う。	【業務実績報告書の記述】 平成24年度第4四半期に係る生産者補填金については、交付申請書を受理 した日から21業務日以内に全て交付した(3,011件/3,011件)。 なお、平成25年度第1、第2及び第3四半期分に係る補填金は、平均粗収 益が平均コストを上回ったため、交付されなかった。 平成24年度第4四半期分 4～5業務日	
① 肉用牛肥育経営安定特別対 策事業について、補填金を迅速・的確に交付するため、補填 金の交付状況等に応じて所要 の基金造成を適切に行う。	ウ 補完対策 【評価指標】 経営安定対策の補完対策の事業の効率的かつ適正な実施 分母を新規・拡充事業数とし、分子を事業説明会を開催した又は巡回指導 を行った事業数とする。	a

評価項目	達成状況	評価
	<p>a : 達成度合は、90%以上であった b : 達成度合は、50%以上90%未満であった c : 達成度合は、50%未満であった</p>	
<p>② 都道府県団体から生産者への迅速な交付が行われるよう、都道府県団体を指導する。</p> <p>イ 養豚対策 養豚生産者からの交付申請を受理した日から21業務日以内に生産者補填金等を交付する。</p> <p>ウ 補完対策 経営安定対策の補完対策にあつては、新規・拡充事業について事業実施主体への指導等の取組を重点的に実施するなど、事業の効率的かつ適正な実施を図る。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】 経営安定対策の補完対策にあつては、全ての新規・拡充事業について、事業説明会を実施した。(第1の5の(3)の②参照)</p>	
<p>【中期計画】 (1) 畜産関係業務 ② 加工原料乳生産者補給交付金の交付</p> <p>ア 加工原料乳生産者補給交付金については、事務処理の迅速化等により、指定生乳生産者団体からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。</p> <p>ただし、指定生乳生産者団体から18業務日を超えた支払希望がある場合を除く。</p> <p>イ 交付業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、指定生乳生産者団体別の受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から9業務日以内に公表する。</p>	<p>◇ (1) 畜産関係業務 ② 加工原料乳生産者補給交付金の交付 ア 生産者補給交付金の交付</p> <p>【評価指標】 分母を支払請求件数とし、分子を18業務日以内に交付した件数とする。 a : 達成度合は、100%であった b : 達成度合は、70%以上100%未満であった c : 達成度合は、70%未満であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】 加工原料乳生産者補給交付金については指定生乳者団体から交付申請書を受理した日から18業務日以内に全て交付した(47件/47件)。 また、指定生乳生産者団体に対して「加工原料乳生産者補給交付金交付関係業務の迅速化等について」の文書を発するとともに、その後においても電話等で加工原料乳生産者補給交付金業務の一層の迅速化について指導を行った。 (PT別添2-2、2-3)</p>	a
<p>【年度計画】 ② 加工原料乳生産者補給交付金の交付</p>	<p>イ 受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報の公表</p> <p>【評価指標】 分母を公表回数とし、分子を9業務日以内に公表した回数とする。 a : 達成度合は、100%であった b : 達成度合は、70%以上100%未満であった c : 達成度合は、70%未満であった</p>	a
<p>ア 指定生乳生産者団体からの交付申請を受理した日から18業務日以内に生産者補給交付金を交付する。ただし、指定生乳生産者団体から18業務日を超えた支払希望がある場合を除く。</p> <p>イ 交付業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、指定生乳生産者団体別の受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から9業務日以内</p>	<p>【業務実績報告書の記述】 指定生乳生産者団体別の受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報については、全て9業務日以内に公表した(12回/12回)。 また、都道府県及び指定生乳者団体に対して事務処理の迅速化等についての文書を発して、都道府県及び指定生乳生産者団体との相互連絡等について指導を行った。 (PT別添2-4、2-5)</p>	

評価項目	達成状況	評価
<p>に公表する。</p> <p>【中期計画】</p> <p>(1) 畜産関係業務</p> <p>③ 肉用子牛生産者補給交付金の交付</p> <p>ア 交付業務の迅速化 肉用子牛生産者補給交付金については、事務処理の迅速化等により、指定協会からの交付申請を受理した日から14業務日以内に交付する。</p> <p>イ 交付状況に係る情報の公表 交付業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対する生産者補給交付金の交付を終了した日から5業務日以内に公表する。</p> <p>また、生産者に対して生産者補給金等交付通知書（葉書）を送付すること等により、情報提供の質の向上を図る。</p>	<p>(1) 畜産関係業務</p> <p>③ 肉用子牛生産者補給交付金の交付</p> <p>ア 生産者補給交付金の交付</p> <p>【評価指標】 分母を肉用子牛生産者補給交付金を交付した回数と生産者積立助成金を交付した回数の合計回数とし、分子をそれぞれの交付金等を14業務日以内に交付を完了した回数とする。 a：達成度合は、100%であった b：達成度合は、70%以上100%未満であった c：達成度合は、70%未満であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】 平成24年度第4四半期分から同25年度第3四半期分に係る生産者補給交付金等については、指定協会からの交付申請書を受理した日から14業務日以内に全て交付した（6回/6回）。 また、全国会議を開催して、事務スケジュールの遵守の徹底等を図るとともに、指定協会に対して四半期毎に事務連絡文書を発して周知した。 (PT別添2-6)</p> <p>イ ホームページ等による交付状況等の公表</p> <p>【評価指標】 (ア) 5業務日以内の公表 分母を肉用子牛生産者補給交付金を交付した回数とし、分子を5業務日以内に公表を行った回数とする。 a：達成度合は、100%であった b：達成度合は、70%以上100%未満であった c：達成度合は、70%未満であった</p>	a
<p>【年度計画】</p> <p>(1) 畜産関係業務</p> <p>③ 肉用子牛生産者補給交付金の交付</p> <p>ア 交付業務の迅速化 指定協会からの交付申請を受理した日から14業務日以内に生産者補給交付金等を交付する。</p> <p>イ 交付状況に係る情報の公表 (ア) 交付業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対する生産者補給交付金の交付を終了した日から5業務日以内に公表する。</p> <p>(イ) 肉用子牛生産者補給金制度の適切な運用に資する目的で生産者に提供する情報の質の向上を図るため、生産者補給金交付通知書（葉書）等の活用を行う。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】 全指定協会に対する生産者補給交付金の交付実績については、交付を終了した日（発動がないときは平均売買価格告示日）から全て5業務日以内に公表した（4回/4回）。</p> <p>【評価指標】 (イ) 生産者補給金交付通知書（葉書）の活用 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】 肉用子牛生産者補給金制度の適切な運用に資するため、生産者補給金交付通知書（葉書）を活用し、肉用子牛生産者に対し、同制度に関する情報を提供した。 (PT別添2-8)</p>	a
<p>【中期計画】</p> <p>(2) 野菜関係業務</p> <p>① 指定野菜価格安定対策事業 指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等については、事務処理の迅速化等により、登録出荷団体等からの交付申</p>	<p>(2) 野菜関係業務</p> <p>① 指定野菜価格安定対策事業 生産者補給交付金等の交付</p> <p>【評価指標】 分母を登録出荷団体等別の品目ごとの交付申請の総件数とし、分子をそのうち11業務日以内に交付した件数とする。</p>	a

評価項目	達成状況	評価
<p>請を受理した日から11業務日以内に交付する。</p>	<p>a : 達成度合は、100%であった b : 達成度合は、70%以上100%未満であった c : 達成度合は、70%未満であった</p>	
<p>【年度計画】 (2) 野菜関係業務 ① 指定野菜価格安定対策事業 指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】 生産者補給交付金等の交付申請の総件数1,123件に対し、登録出荷団体等から交付申請を受理した日から11業務日以内に交付した件数は、1,123件であった。 (PT別添2-9)</p>	
<p>【中期計画】 (2) 野菜関係業務 ② 契約指定野菜安定供給事業 契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等については、事務処理の迅速化等により、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から22業務日以内に交付する。</p>	<p>② 契約指定野菜安定供給事業 ◇ア 生産者補給交付金の交付 【評価指標】 分母を登録出荷団体等別の品目ごとの交付申請の総件数とし、分子をそのうち22業務日以内に交付した件数とする。 a : 達成度合は、100%であった b : 達成度合は、70%以上100%未満であった c : 達成度合は、70%未満であった</p>	a
<p>また、リレー出荷による周年供給に取り組む生産者への支援については、中期目標期間中30グループ以上のリレー出荷の特例措置に係る認定に資するよう、生産者に加え、実需者や流通業者等を対象に、国と連携した事業の活用を促進する説明会等の年2回以上の実施やパンフレットの配布、リレー出荷の優良事例の紹介等を通じて、毎年500以上の者に対して当該特例措置の周知を図る。 また、効果的な周知に係る当該目標の達成状況について厳格に検証し、本特例措置の利用促進に関する見直しを行う。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】 生産者補給交付金等の交付申請の総件数36件に対し、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から22業務日以内に交付した件数は36件であった。 (PT別添2-10)</p> <p>◇イ リレー出荷に係る特例措置の周知 【評価指標】 分母を説明会の開催やパンフレットの配布を通じて周知を図る者の総数500者とし、分子をこれらの周知活動を通じて周知を図った実績者数とする。 a : 達成度合は、100%以上であった b : 達成度合は、70%以上100%未満であった c : 達成度合は、70%未満であった</p>	a
<p>【年度計画】 (2) 野菜関係業務 ② 契約指定野菜安定供給事業 契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から22業務日以内に交付する。 また、リレー出荷による周年供給に取り組む生産者への支援については、中期目標期間中30グループ以上のリレー出荷の特例措置に係る認定に資するよう、生産者に加え、実需者や流通業者等を対象に、国と連携した事業の活用</p>	<p>【業務実績報告書の記述】 リレー出荷の特例措置等に係るパンフレットを機構登録生産者、法人協会に所属する野菜生産者等約1,300者に配布した。その他農政局主催の会議(平成25年10月関東農政局、平成25年11月金沢)に赴き、リレー出荷の特例措置等の周知を図った。また、野菜の交流会(福岡、東京)の場を活用し説明会を実施した。 この結果、平成25年10月に35グループが国より認定された。</p>	

評価項目	達成状況	評価
<p>を促進する説明会等の年2回以上の実施やパンフレットの配布、リレー出荷の優良事例の紹介等を通じて、毎年500以上の者に対して当該特例措置の周知を図る。</p>		
<p>【中期計画】</p> <p>(2) 野菜関係業務</p> <p>③ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業</p> <p>①又は②の業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金については、事務処理の迅速化等により、都道府県の野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>(2) 野菜関係業務</p> <p>③ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業</p> <p>①又は②の業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金については、都道府県の野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。</p>	<p>(2) 野菜関係業務</p> <p>③ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業</p> <p>【評価指標】</p> <p>助成金の交付</p> <p>分母を都道府県の野菜価格安定法人別の品目ごとの交付申請の総件数とし、分子をそのうち11業務日以内に交付した件数とする。</p> <p>a : 達成度合は、100%であった</p> <p>b : 達成度合は、70%以上100%未満であった</p> <p>c : 達成度合は、70%未満であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>助成金の交付申請の総件数939件に対し、交付申請を受理した日から11業務日以内に交付した件数は、939件であった。</p> <p>(PT別添2-11)</p>	a
<p>【中期計画】</p> <p>(2) 野菜関係業務</p> <p>④ 野菜農業振興事業</p> <p>野菜農業振興事業は、野菜生産農家の経営安定を図るため、野菜の生産・流通の合理化に関する事業その他の野菜農業の振興に資する事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>(2) 野菜関係業務</p> <p>④ 野菜農業振興事業</p> <p>野菜農業振興事業は、野菜生産農家の経営安定を図るため、野菜の生産・流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資する事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体</p>	<p>(2) 野菜関係業務</p> <p>④ 野菜農業振興事業</p> <p>【評価指標】</p> <p>国、事業実施主体等との連携に基づく野菜農業振興事業の機動的・弾力的な実施</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p> <p>(実施した年度のみ評価を行う。)</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>機構主催の会議等において契約野菜収入確保モデル事業の説明を行った。その他、業界紙への広告掲載、法人協会等を通じたパンフレットの配布等により、事業の普及を図った。この結果、1次、2次公募合わせて83事業実施主体(198契約)を採択した。</p> <p>また、平成24年度事業の効果及び課題を検証し、平成25年度以降の新たなモデル事業の基礎とした。</p>	a

評価項目	達成状況	評価
<p>等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施する。</p>		
<p>【中期計画】</p> <p>(2) 野菜関係業務</p> <p>⑤ ホームページ等による業務内容等の公表</p> <p>本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期ごとの交付予約数量、価格等に関する情報を、原則として毎月公表する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>(2) 野菜関係業務</p> <p>⑤ ホームページ等による業務内容等の公表</p> <p>ホームページ等において、透明性を確保する観点から、野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期ごとの交付予約数量及び価格等に関する情報を、原則として毎月公表する。</p>	<p>(2) 野菜関係業務</p> <p>⑤ ホームページ等による業務内容等の公表</p> <p>【評価指標】</p> <p>野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期ごとの交付予約数量及び価格等の公表</p> <p>分母を12月とし、分子を公表した月数とする。</p> <p>a : 達成度合は、100%であった</p> <p>b : 達成度合は、70%以上100%未満であった</p> <p>c : 達成度合は、70%未満であった</p> <p>-----</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期毎の交付予約数量及び交付金額について毎月ホームページに掲載した(12月/12月)。</p> <p>また、対象出荷期間の終了月の翌月に、指定野菜価格安定対策事業の対象となっている各品目の旬別又は月別の平均販売価額をホームページに掲載した(12月/12月)。</p> <p>(PT別添2-12、2-13)</p>	a
<p>【中期計画】</p> <p>(3) 砂糖関係業務</p> <p>① 甘味資源作物交付金の交付</p> <p>甘味資源作物交付金については、事務処理の迅速化等により、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。</p> <p>② 国内産糖交付金の交付</p> <p>国内産糖交付金については、事務処理の迅速化等により、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。</p> <p>③ ホームページ等による業務内容の公表</p> <p>本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月ごとの交付決定数量を翌月の15日までに公表する。</p>	<p>(3) 砂糖関係業務</p> <p>【評価指標】</p> <p>① 甘味資源作物交付金の交付</p> <p>分母を機構が指定する電磁的方法による概算払請求があった、甘味資源作物交付金の概算払請求の総件数とし、分子を8業務日以内に交付を完了した件数とする。</p> <p>a : 達成度合は、100%であった</p> <p>b : 達成度合は、70%以上100%未満であった</p> <p>c : 達成度合は、70%未満であった</p> <p>-----</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>甘味資源作物交付金については、概算払請求があった179件全てについて、8業務日以内に交付金を交付した。</p> <p>(PT別添2-14)</p>	a

評価項目	達成状況	評価
<p>【年度計画】 (3) 砂糖関係業務 ① 甘味資源作物交付金の交付 甘味資源作物交付金については、事務処理の迅速化等により、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。 ② 国内産糖交付金の交付 国内産糖交付金については、事務処理の迅速化等により、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。 ③ ホームページ等による業務内容等の公表 本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月ごとの交付決定数量を翌月の15日までに公表する。</p>	<p>【評価指標】 ② 国内産糖交付金の交付 分母を交付申請があった、てん菜糖、鹿児島県産甘しや糖、沖縄県産甘しや糖の申請書受理期の合計とし、分子を18業務日以内に交付を完了した期の合計とする。 a：達成度合は、100%であった b：達成度合は、70%以上100%未満であった c：達成度合は、70%未満であった</p> <p>-----</p> <p>【業務実績報告書の記述】 国内産糖交付金については、交付申請があった延べ34期における177件全てについて、18業務日以内に交付金を交付した。 (PT別添2-15)</p> <p>-----</p> <p>【評価指標】 ③ ホームページ等による業務内容等の公表 甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の交付決定数量の公表分母を公表回数とし、分子を翌月15日までに公表した回数とする。 a：達成度合は、100%であった b：達成度合は、70%以上100%未満であった c：達成度合は、70%未満であった</p> <p>-----</p> <p>【業務実績報告書の記述】 甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月ごとの交付決定数量について、翌月15日までに、ホームページにおいて公表した(12回/12回)。 (PT別添2-16)</p>	<p>a</p> <p>-----</p> <p>a</p>
<p>【中期計画】 (4) でん粉関係業務 ① でん粉原料用いも交付金の交付 でん粉原料用いも交付金については、事務処理の迅速化等により、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。 ② 国内産いもでん粉交付金の交付 国内産いもでん粉交付金については、事務処理の迅速化等により、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。 ③ ホームページ等による業務内容等の公表 本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、</p>	<p>(4) でん粉関係業務 【評価指標】 ① でん粉原料用いも交付金の交付 分母を機構が指定する電磁的方法による概算払請求があった、でん粉原料用いも交付金の概算払請求の総件数とし、分子を8業務日以内に交付を完了した件数とする。 a：達成度合は、100%であった b：達成度合は、70%以上100%未満であった c：達成度合は、70%未満であった</p> <p>-----</p> <p>【業務実績報告書の記述】 でん粉原料用いも交付金については、概算払請求があった87件全てについて、8業務日以内に交付金を交付した。 (PT別添2-17)</p> <p>-----</p> <p>【評価指標】 ② 国内産いもでん粉交付金の交付 分母を交付申請があった、国内産いもでん粉の申請書受理期の合計とし、分子を18業務日以内に交付を完了した期の合計とする。 a：達成度合は、100%であった b：達成度合は、70%以上100%未満であった c：達成度合は、70%未満であった</p> <p>-----</p> <p>【業務実績報告書の記述】 国内産いもでん粉交付金については、交付申請があった延べ48期における68件全てについて、18業務日以内に交付金を交付した。</p>	<p>a</p> <p>-----</p> <p>a</p>

評価項目	達成状況	評価
<p>制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月ごとの交付決定数量を翌月の15日までに公表する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>(4) でん粉関係業務</p> <p>① でん粉原料用いも交付金の交付 でん粉原料用いも交付金については、事務処理の迅速化等により、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。</p> <p>② 国内産いもでん粉交付金の交付 国内産いもでん粉交付金については、事務処理の迅速化等により、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。</p> <p>③ ホームページ等による業務内容等の公表 本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月ごとの交付決定数量を翌月の15日までに公表する。</p>	<p>(PT別添2-18)</p> <p>【評価指標】</p> <p>③ ホームページ等による業務内容等の公表 でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の交付決定数量の公表 分母を公表回数とし、分子を翌月15日までに公表した回数とする。 a：達成度合は、100%であった b：達成度合は、70%以上100%未満であった c：達成度合は、70%未満であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】 でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月ごとの交付決定数量について、翌月15日までにホームページにおいて公表した(12回/12回)。(PT別添2-19)</p>	<p>a</p>

評価項目	達成状況	評価
第2-2 需給調整・価格安定対策	○ 需給調整・価格安定対策 【評価結果】 指標の総数：16 評価aの指標数：13×2点＝26点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 (評価対象外：3) 合計 26点 (26/26＝100%)	A
【中期計画】 (1) 畜産関係業務 ① 指定食肉の売買 ア 指定食肉の買入れ・売渡しを決定した場合は、決定した日から30業務日以内に売買業務を実施する。 イ 指定食肉の買入れ・売渡しを的確に実施するため、指定食肉の需給動向を定期的に把握するとともに、指定食肉の価格安定に資するため、ホームページ等においてその情報を公表する。	◇ (1) 畜産関係業務 ① 指定食肉の売買 【評価指標】 ア 30業務日以内の買入れ又は売渡しの実施 分母を指定食肉の買入れ又は売渡しの実施回数とし、分子を当該買入れ又は売渡しを決定した日から30業務日以内に買入れ又は売渡しを実施した回数とする。 a：達成度合は、100%であった b：達成度合は、70%以上100%未満であった c：達成度合は、70%未満であった (実施した年度のみ評価を行う)	-
② 生産者団体等が行う畜産物の調整保管事業に対する補助 畜産物の価格安定を図るため、畜産物の需給動向を定期的に把握するとともに、国が保管計画の認定を行った場合は、認定された日から14業務日以内に調整保管に係る補助金の交付決定を行う。	【業務実績報告書の記述】 指定食肉の買入れは実施しなかった。 【評価指標】 イ 指定食肉の需給動向の公表 分母を12月とし、分子を公表した月数とする。 a：達成度合は、100%であった b：達成度合は、70%以上100%未満であった c：達成度合は、70%未満であった	a
③ 指定乳製品等の輸入・売買 ア 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合において指定乳製品等を輸入し、売渡しを行うときは、速やかに輸入・売渡業務を行うものとし、機構が国内において輸入業者から現品を受けた日から20業務日以内に需要者へ売渡しを行う。 ただし、20業務日以内の売渡しが必要に悪影響を及ぼすと認められる場合を除く。	【業務実績報告書の記述】 指定食肉の価格安定を図るため、日々の卸売価格、機構が行う各種調査の結果を取りまとめ、日、週及び月単位でホームページにおいて公表した。また、牛肉及び豚肉の需給動向に関する情報を情報誌に掲載するとともに、需給予測をホームページにおいて公表した(12月/12月)。 なお、需給予測については、予測と実績のかい離状況等を分析の上、ホームページにおいて公表した。 (PT別添3-1、3-2、3-3)	a
イ 国家貿易機関として、国際約束に従って国が定めて通知する数量の指定乳製品等について、毎年度、その全量を確実に輸入するとともに、指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等を的確	【評価指標】 ② 生産者団体等が行う畜産物の調整保管事業に対する補助 ア 畜産物の需給動向の把握 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった 【業務実績報告書の記述】 畜産物の価格安定を図るため、牛肉、豚肉、鶏卵については日々の卸売価格を、また、乳製品は毎月の大口需要者価格を、それぞれ確認・把握し、需給動向を分析した。 (PT別添3-1、3-4) 【評価指標】 イ 14業務日以内の調整保管の開始 分母を国が保管計画の認定を行った回数とし、分子を当該保管計画の認	-

評価項目	達成状況	評価
<p>に売り渡す。</p> <p>また、指定乳製品等の売渡しに当たっては、指定乳製品等の輸入・売渡し業務の透明性を図るため、需要者に対して外国産指定乳製品等の品質・規格、用途等を紹介するほか、外国産指定乳製品等の品質等に対する需要者の要望・意向を把握する。</p>	<p>定日から14業務日以内に調整保管の交付決定を行った回数とする。</p> <p>a：達成度合は、100%であった</p> <p>b：達成度合は、70%以上100%未満であった</p> <p>c：達成度合は、70%未満であった</p> <p>(実施した年度のみ評価を行う)</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>なお、生産者団体等による畜産物の調整保管事業は実施されなかった。</p>	
<p>ウ 指定乳製品等の輸入・売買を的確に実施するため、生乳及び牛乳・乳製品の需給に関する情報を把握するとともに、生乳及び牛乳・乳製品の需給の安定に資するため、ホームページ等においてその情報を公表する。</p> <p>エ 指定乳製品等の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第14条の4に規定する農林水産大臣が定めて告示する金額の徴収を行うとともに、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の19日までに公表する。</p>	<p>【評価指標】</p> <p>③ 指定乳製品等の輸入・売買</p> <p>ア 20業務日以内の需要者へ売渡しの実施</p> <p>分母を輸入の契約数とし、分子を当該輸入に係る乳製品を20業務日以内に売渡した契約数とする。</p> <p>ただし、20業務日以内の売渡しが必要に悪影響を及ぼすと認められる場合を除く。</p> <p>a：達成度合は、100%であった</p> <p>b：達成度合は、70%以上100%未満であった</p> <p>c：達成度合は、70%未満であった</p> <p>(実施した年度のみ評価を行う)</p>	-
<p>イ 指定乳製品等の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第14条の4に規定する農林水産大臣が定めて告示する金額の徴収を行うとともに、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の19日までに公表する。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>指定乳製品等の価格が著しく騰貴し又は騰貴するおそれのある状況に至らなかったため、輸入・売渡しは実施しなかった。</p>	
<p>④ 学校給食用牛乳供給事業</p> <p>酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)に基づき定められている学校給食供給目標について、供給条件の不利益な地域における輸送費等の増し経費の助成等を行うことにより、供給日数に係る達成率を毎事業年度90%以上とする。</p>	<p>【評価指標】</p> <p>イ 国が定めて通知する数量の指定乳製品等の全量の輸入及び手当て</p> <p>分母を国から通知を受けた輸入数量とし、分子を輸入入札に付した数量とする。</p> <p>a：達成度合は、100%であった</p> <p>b：達成度合は、70%以上100%未満であった</p> <p>c：達成度合は、70%未満であった</p>	a
<p>【年度計画】</p> <p>(1) 畜産関係業務</p> <p>① 指定食肉の売買</p> <p>ア 指定食肉の買入れ・売渡しを決定した場合は、決定した日から30業務日以内に売買業務を実施する。</p> <p>イ 指定食肉の買入れ・売渡しを的確に実施するため、指定食肉の需給動向を毎月(価格動向については毎日)把握するとともに、指定食肉の価格安定に資するため、ホームページ等においてその情報を公表する。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>国家貿易機関として、平成25年度に国際約束に従って国が定めて機構に通知する数量の全量について、需給状況を踏まえて品目、数量等を決定し、輸入契約を締結した。</p> <p>i) 国から通知を受けた数量</p> <p style="text-align: right;">137,202 トン</p> <p>ii) 輸入入札に付した数量(不落札分を除く。)</p> <p>バター 3,500 トン</p> <p>脱脂粉乳 8,768 トン</p> <p>ホエイ・調製ホエイ 4,500 トン</p> <p>デイリースブレッド 225 トン</p> <p>バターオイル 242 トン</p> <p>全乳換算 137,208 トン</p>	
<p>② 生産者団体等が行う畜産物の調整保管事業に対する補助</p>	<p>ウ 国が指示する方針による、指定乳製品の的確な売り渡し等</p> <p>【評価指標】</p> <p>(ア) 指定乳製品等の的確な売り渡し</p> <p>分母を国が指示する方針による売渡計画の数量とし、分子を売渡入札に付した数量とする。</p>	a

評価項目	達成状況	評価																																																												
<p>畜産物の価格安定を図るため、畜産物の需給動向を毎月（指定食肉及び鶏卵の価格動向については毎日）把握するとともに、国が保管計画の認定を行った場合は、認定された日から14業務日以内に調整保管に係る補助金の交付決定を行う。</p> <p>③ 指定乳製品等の輸入・売買</p> <p>ア 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合において指定乳製品等を輸入し、売渡しを行うときは、速やかに輸入・売渡業務を行うものとし、機構が国内において輸入業者から現品を受けた日から20業務日以内に需要者へ売渡しを行う。</p> <p>ただし、20業務日以内の売渡しが必要に悪影響を及ぼすと認められる場合を除く。</p> <p>イ 国家貿易機関として、平成25年度に国から通知を受けた指定乳製品等の輸入数量を輸入手当てする。</p> <p>ウ 指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等を的確に売り渡す。</p> <p>また、指定乳製品等の売渡しに当たっては、指定乳製品等の輸入・売渡し業務の透明性を図るため、需要者との意見交換を通じ、外国産指定乳製品等の品質・規格、用途等を紹介するほか、外国産指定乳製品等の品質等に対する需要者の要望・意向を把握する。</p> <p>エ 指定乳製品等の輸入・売買を的確に実施するため、毎月、生乳及び牛乳・乳製品の需給に関する情報を把握するとともに、生乳及び牛乳・乳製品の需給の安定に資するため、ホームページ等において情報を公表する。</p> <p>オ 指定乳製品等の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第14条の4に規定する農林水産大臣が定めて告示する金額の徴収を</p>	<p>a : 達成度合は、100%であった b : 達成度合は、70%以上100%未満であった c : 達成度合は、70%未満であった (売渡計画において、売渡を行わない場合を除く。)</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>四半期ごとに農林水産省生産局長あてに届け出ている売渡計画に基づき、バター、脱脂粉乳、ホエイ及び調製ホエイ、デイリースプレッド並びにバターオイルを売渡入札に付した。</p> <p>i) バター (単位: トン)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>売渡計画</th> <th>売渡入札</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2四半期</td> <td>2,100</td> <td>2,100</td> </tr> <tr> <td>第3四半期</td> <td>1,441</td> <td>1,441</td> </tr> <tr> <td>第4四半期</td> <td>1,800</td> <td>1,800</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5,341</td> <td>5,341</td> </tr> </tbody> </table> <p>ii) 脱脂粉乳 (単位: トン)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>売渡計画</th> <th>売渡入札</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1四半期</td> <td>1,786</td> <td>1,786</td> </tr> <tr> <td>第2四半期</td> <td>204</td> <td>204</td> </tr> <tr> <td>第4四半期</td> <td>8,768</td> <td>8,768</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>10,758</td> <td>10,758</td> </tr> </tbody> </table> <p>iii) ホエイ及び調製ホエイ (単位: トン)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>売渡計画</th> <th>売渡入札</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3四半期</td> <td>1,500</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>第4四半期</td> <td>3,000</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4,500</td> <td>4,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>iv) デイリースプレッド (単位: トン)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>売渡計画</th> <th>売渡入札</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1四半期</td> <td>800</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>800</td> <td>800</td> </tr> </tbody> </table> <p>v) バターオイル (単位: トン)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>売渡計画</th> <th>売渡入札</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1四半期</td> <td>300</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>300</td> <td>300</td> </tr> </tbody> </table>		売渡計画	売渡入札	第2四半期	2,100	2,100	第3四半期	1,441	1,441	第4四半期	1,800	1,800	合計	5,341	5,341		売渡計画	売渡入札	第1四半期	1,786	1,786	第2四半期	204	204	第4四半期	8,768	8,768	合計	10,758	10,758		売渡計画	売渡入札	第3四半期	1,500	1,500	第4四半期	3,000	3,000	合計	4,500	4,500		売渡計画	売渡入札	第1四半期	800	800	合計	800	800		売渡計画	売渡入札	第1四半期	300	300	合計	300	300	
	売渡計画	売渡入札																																																												
第2四半期	2,100	2,100																																																												
第3四半期	1,441	1,441																																																												
第4四半期	1,800	1,800																																																												
合計	5,341	5,341																																																												
	売渡計画	売渡入札																																																												
第1四半期	1,786	1,786																																																												
第2四半期	204	204																																																												
第4四半期	8,768	8,768																																																												
合計	10,758	10,758																																																												
	売渡計画	売渡入札																																																												
第3四半期	1,500	1,500																																																												
第4四半期	3,000	3,000																																																												
合計	4,500	4,500																																																												
	売渡計画	売渡入札																																																												
第1四半期	800	800																																																												
合計	800	800																																																												
	売渡計画	売渡入札																																																												
第1四半期	300	300																																																												
合計	300	300																																																												
<p>エ 指定乳製品等の輸入・売買を的確に実施するため、毎月、生乳及び牛乳・乳製品の需給に関する情報を把握するとともに、生乳及び牛乳・乳製品の需給の安定に資するため、ホームページ等において情報を公表する。</p>	<p>【評価指標】</p> <p>(イ) 需要者との意見交換の実施による需要者の要望、意向の把握</p> <p>a : 取り組みは十分であった b : 取り組みはやや不十分であった c : 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>また、指定乳製品の輸入・売渡し業務の透明性を図るため、四半期ごとに大手需要者との情報交換会議を開催し、外国産指定乳製品等に関して意見交換を行ったほか、機構の売渡入札における落札需要者からも輸入乳製品に関する要望・意見等を把握した。</p> <p>(PT別添3-5)</p>	a																																																												
<p>オ 指定乳製品等の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第14条の4に規定する農林水産大臣が定めて告示する金額の徴収を</p>	<p>【評価指標】</p> <p>エ 生乳及び牛乳・乳製品の需給に関する情報の公表</p> <p>分母を12月とし、分子を上記のとおり公表した月数とする。</p> <p>a : 達成度合は、100%であった b : 達成度合は、70%以上100%未満であった c : 達成度合は、70%未満であった</p>	a																																																												

評価項目	達成状況	評価
<p>行うとともに、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の19日までに公表する。</p> <p>④ 学校給食用牛乳供給事業</p> <p>酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）に基づき定められている学校給食供給目標について、供給条件の不利益な地域における輸送費等の増し経費の助成等を行うことにより、供給日数に係る達成率を90%以上とする。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>指定乳製品等の輸入・売買を的確に実施するため、毎月、生乳生産量、用途別処理量、バター及び脱脂粉乳の生産量等を把握するとともに、バターの品目別在庫量調査を実施し、ホームページにおいて公表した。</p> <p>また、バター及び脱脂粉乳の需給予測を行い、毎月ホームページにおいて公表した。</p> <p>なお、需給予測については、予測と実績の乖離状況等を分析の上、ホームページにおいて公表した。</p> <p>(PT別添3-6、3-7)</p> <hr/> <p>【評価指標】</p> <p>オ 売買実績に係る情報の公表</p> <p>分母を公表回数とし、分子を翌月19日までに公表した回数とする。</p> <p>a：達成度合は、100%であった</p> <p>b：達成度合は、70%以上100%未満であった</p> <p>c：達成度合は、70%未満であった</p> <hr/> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>前月分の指定乳製品等の買入れ・売戻しの実績について、ホームページにおける12回の公表のうち、翌月の19日までに公表した回数は12回であった。</p> <p>(PT別添3-8、3-9)</p> <p>④ 学乳給食用牛乳供給事業</p> <p>【評価指標】</p> <p>学校給食供給目標に係る達成率</p> <p>供給日数に係る達成率を、分母を小中学校の供給目標日数とし、分子を総供給実績数量を総供給人員で除して得た実績供給日数（1人1日当たり1本供給）とし、90%以上とする。</p> <p>a：達成度合は、100%以上であった</p> <p>b：達成度合は、70%以上100%未満であった</p> <p>c：達成度合は、70%未満であった</p> <hr/> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>平成25年度の供給日数は、前年度に比べて0.5日減少し、182.3日となった。このため、供給目標（195日）に対する達成率は、93.5%（182.3日/195日）となった。</p> <p>なお、供給目標日数の達成に向け、学校給食の実施日に比べ牛乳の供給日数の少ない等の県（愛媛県他7県）について巡回指導を実施した。</p> <p>(PT別添3-10)</p>	<p>a</p> <p>a</p>
<p>【中期計画】</p> <p>(2) 野菜関係業務</p> <p>① 野菜農業振興事業</p> <p>野菜農業振興事業は、野菜の需給調整を図るため、野菜の需給の調整に関する事業その他の野菜農業の振興に資する事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施する。</p> <p>また、緊急需給調整事業については、国による個々のメニューの実施の必要性や効果等についての</p>	<p>◇(2) 野菜関係業務</p> <p>① 野菜農業振興事業の実施</p> <p>【評価指標】</p> <p>ア 国、事業実施主体等との連携に基づく野菜農業振興事業の機動的・弾力的な実施</p> <p>a：取り組みは十分であった</p> <p>b：取り組みはやや不十分であった</p> <p>c：取り組みは不十分であった</p> <hr/> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>野菜農業振興事業について、国、事業実施主体等と連携し、産地情報調査員設置事業21件、消費拡大推進事業1件、野菜緊急需給調整推進助成事業14件を実施した。</p> <p>また、野菜需給協議会等各種会議（14回）の場を活用して、事業の普及・推進を図った。</p> <p>(PT別添3-11)</p>	<p>a</p>

評価項目	達成状況	評価
<p>厳格な検証及び関係者の意見等を踏まえたメニューの廃止も含めた見直しを行う。</p> <p>② ホームページ等による業務内容等の公表</p> <p>需給動向に的確に対応し得るような農業経営者を育成する等の観点から、ホームページ等において、野菜の需給・価格等に関する的確な情報を、原則として毎月公表する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>(2) 野菜関係業務</p> <p>① 野菜農業振興事業</p> <p>野菜農業振興事業は、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施する。</p> <p>また、緊急需給調整事業は、国による検証に資するよう、個々のメニューの実施の必要性や効果等について、アンケート等により出荷団体等から意見等を聞き取り、取りまとめを行う。</p> <p>② ホームページ等による業務内容等の公表</p> <p>ホームページ等において、需給動向に的確に対応し得るような農業経営者を育成する等の観点から、野菜の需給・価格等に関する的確な情報を、原則として毎月公表する。</p>	<p>【評価指標】</p> <p>イ 緊急需給調整事業の見直しに向けた検討</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p> <p>-----</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>登録出荷団体等に対し緊急需給調整事業の見直しに係るアンケート調査を実施し、回答があった96団体からの結果を取りまとめた。</p> <p>また、平成25年度野菜需給推進懇談会（平成26年2月）において、アンケート結果を踏まえたヒアリング等を全農等関係団体に対して行うとともに、その結果を農林水産省に報告した（平成26年3月）。</p> <p>【評価指標】</p> <p>② ホームページ等による業務内容等の公表</p> <p>野菜の需給・価格等に関する的確な情報の公表</p> <p>分母を12月とし、分子を公表した月数とする。</p> <p>a : 達成度合は、100%であった</p> <p>b : 達成度合は、70%以上100%未満であった</p> <p>c : 達成度合は、70%未満であった</p> <p>-----</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>野菜の需給・価格に関する統計データについて、毎月ホームページで公表するとともに、調査した産地の動向、新たに実施した冷凍野菜の実態調査及び野菜需給協議会の概要等についても公表した。</p> <p>(PT別添3-12)</p>	<p>a</p> <p>a</p>
<p>【中期計画】</p> <p>(3) 砂糖関係業務</p> <p>砂糖の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定糖・異性化糖等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の15日までに公表する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>(3) 砂糖関係業務</p> <p>砂糖の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収</p>	<p>【評価指標】</p> <p>◇ (3) 砂糖関係業務</p> <p>輸入指定糖・異性化糖等の売買実績の公表</p> <p>分母を公表回数とし、分子を翌月15日までに公表した回数とする。</p> <p>a : 達成度合は、100%であった</p> <p>b : 達成度合は、70%以上100%未満であった</p> <p>c : 達成度合は、70%未満であった</p> <p>-----</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>砂糖の制度の仕組みについて、ホームページにおいて公開するとともに、輸入指定糖・異性化糖等の買入れ及び売戻しにおける月ごとの売買実績について、翌月15日までにホームページにおいて公表した。</p> <p>(PT別添3-13)</p>	<p>a</p>

評価項目	達成状況	評価
<p>を行い、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定糖・異性化糖等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の15日までに公表する。</p>		
<p>【中期計画】 (4) でん粉関係業務 でん粉の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の15日までに公表する。</p> <p>【年度計画】 (4) でん粉関係業務 でん粉の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の15日までに公表する。</p>	<p>【評価指標】 ◇ (4) でん粉関係業務 輸入指定でん粉等の売買実績の公表 分母を公表回数とし、分子を翌月15日までに公表した回数とする。 a : 達成度合は、100%であった b : 達成度合は、70%以上100%未満であった c : 達成度合は、70%未満であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】 でん粉の制度の仕組みについて、ホームページにおいて公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績について、翌月の15日までにホームページにおいて公表した。 (PT別添3-13)</p>	<p>a</p>

評価項目	達成状況	評価
第2-3 緊急対策	○緊急対策 【評価結果】 指標の総数：2 評価aの指標数：2×2点＝4点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 合計 4点（4/4＝100%）	A
【中期計画】 (1) 畜産関係業務 畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、口蹄疫等の畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病等や畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策等を行う。 また、事業の実施及び評価に当たっては、口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザの発生・まん延や畜産物・飼料価格の著しい変動等の危機的状況への対応のため、年度途中で機動的な対応が必要となることについて配慮するものとする。 【年度計画】 (1) 畜産関係業務 畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、口蹄疫等の畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病等や畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策等を行う。 また、事業の実施及び評価に当たっては、口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザの発生・まん延や畜産物・飼料価格の著しい変動等の危機的状況への対応のため、年度途中で機動的な対応が必要となることについて配慮する。	3 緊急対策 ◇(1) 畜産関係業務 【評価指標】 口蹄疫等悪性伝染病発生時等における畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策等の実施 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった （実施した年度のみ評価を行う） 【業務実績報告書の記述】 平成25年7月及び平成26年2月に配合飼料価格高騰に対応するため、国からの要請等を踏まえ、緊急の対応策の実施を決定し、事業実施要綱を制定し、事業を実施した。 （事業数：新規3事業） また、平成26年2月に国の「好循環実現のための経済対策」に基づき補正予算が措置されたことに関し、国からの要請等を踏まえ、緊急の対応策の実施を決定し、国による事業公表後速やかに公募により事業実施主体を選定するとともに、事業実施要綱を制定し、事業の実施に着手した。 （事業数：新規2事業） （PT別添4-1）	a
【中期計画】 (2) 野菜関係業務 野菜をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、野菜農家及び野菜関係者への影響緩和対策等を行う。 【年度計画】 (2) 野菜関係業務	◇(2) 野菜関係業務 【評価指標】 野菜農家及び野菜関係者への影響緩和対策の実施 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった （実施した年度のみ評価を行う）	a

評価項目	達成状況	評価
<p>野菜をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、野菜農家及び野菜関係者への影響緩和対策等を行う。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>平成26年2月に国の「好循環実現のための経済対策」に基づき補正予算が措置されたことに関し、国からの要請等を踏まえ、緊急の対応策の実施を決定し、国による事業公表後速やかに公募により事業実施主体を選定するとともに、事業補助実施要領を制定し、事業の実施に着手した。</p> <p>(事業数：新規1事業)</p> <p>(PT別添4-1)</p>	

評価項目	達成状況	評価
第2-4 資金の流れ等についての情報公開の推進	○ 資金の流れ等についての情報公開の推進 【評価結果】 指標の総数：9 評価aの指標数：9×2点＝18点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 合計 18点 (18/18=100%)	A
【中期計画】 (1) 畜産関係業務 機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの直接の補助対象者のみならず、そこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を公表する。また、それと併せ、生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額も公表する。 これらの事項については、その総額等を毎年度取りまとめ、翌年度9月末までに公表する。 さらに、機構からの補助金により、事業実施主体等において造成された基金については、基金基準等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金のみならず、公益法人等を経由し間接的に機構の補助金の交付を受けて設置されているものも含め、全ての基金保有状況、今後の使用見込み等を3年度毎に取りまとめ、当該年度中に機構において公表する。 このほか、会計処理の透明性を確保する観点から、資金の規模及び畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを毎年度取りまとめ、翌年度9月末までに公表する。 また、事業返還金の活用にあたっては、その会計処理についての分かりやすい説明を付記する等により、積極的な説明を行っていくこととする。 【年度計画】 (1) 畜産関係業務 機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、以下の措置を講じる。 ア 機構からの直接の補助対象者及び	◇(1) 畜産関係業務 【評価指標】 ア 機構からの直接補助対象者等に係る情報公開の推進 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった 【業務実績報告書の記述】 機構からの直接の補助対象者及びそこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を平成25年8月9日にホームページにおいて公表した。 (PT別添4-2) 【評価指標】 イ 生産者等への資金に係る情報公開の推進 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった 【業務実績報告書の記述】 生産者にわたった資金の事業別・地域別の総額を平成25年8月9日にホームページにおいて公表した。 (PT別添4-3) 【評価指標】 ウ 機構からの補助金による基金に係る情報公開の推進 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった (実施した年度のみ評価を行う) 【業務実績報告書の記述】 肉用牛肥育経営安定特別基金等について、基金基準等に準じて定めた基準に基づき、基金の名称、基金額等の基本的事項を平成25年9月3日にホームページにおいて公表した。 (PT別添4-4) 【評価指標】 エ 事業返還金を含む経理の流れに係る情報公開の推進 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった 【業務実績報告書の記述】 平成24年度の実績に係る畜産業振興資金に繰り入れられた補助事業の事業返還金を含む経理の流れを事業返還金の活用理由等を付記した上で、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」の項目を追加し、わかりやすい内容で平成25年8月9日にホームページにおいて公表した。 (PT別添4-5)	a

評価項目	達成状況	評価
<p>そこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を9月末までに公表する。</p> <p>イ 生産者等にわたった資金の事業別・地域別の総額を9月末までに公表する。</p> <p>ウ 畜産業振興事業により、事業実施主体等において造成された基金については、基金造成後速やかに補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）等に準じて定めた基準（平成24年度改正）に基づき、基金の名称、基金額等の基本的事項を公表する。</p> <p>エ 畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを事業返還金の活用理由等を付記した上で9月末までに公表する。</p>		
<p>【中期計画】</p> <p>(2) 野菜関係業務</p> <p>機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの直接の補助対象者のみならず、そこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を公表する。また、それと併せ、生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額も公表する。</p> <p>これらの事項については、その総額等を毎年度取りまとめ、翌年度9月末までに公表する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>(2) 野菜関係業務</p> <p>機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、以下の措置を講ずる。</p> <p>ア 機構からの直接の補助対象者及びそこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を9月末までに公表する。</p> <p>イ 生産者等にわたった資金の事業別・地域別の総額を9月末までに公表する。</p>	<p>◇(2) 野菜関係業務</p> <p>【評価指標】</p> <p>ア 機構からの直接補助対象者等に係る情報公開の推進</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p> <p>-----</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>平成24事業年度の事業（指定野菜、特定野菜等、契約指定野菜等）別に、登録出荷団体ごとに交付金額をとりまとめ、平成25年9月30日にホームページにおいて公表した。</p> <p>(PT別添4-6、4-8)</p> <p>【評価指標】</p> <p>イ 生産者等への資金に係る情報公開の推進</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p> <p>-----</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>平成24事業年度の事業（指定野菜、特定野菜等、契約指定野菜等）別に、県別に交付金額をとりまとめ、平成25年9月30日にホームページにおいて公表した。</p> <p>(PT別添4-7、4-8)</p>	<p>a</p> <p>a</p>
<p>【中期計画】</p> <p>(3) 砂糖関係業務</p> <p>機構からの補助金により事業実施主体等において造成された基金については、基金基準等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助</p>	<p>【評価指標】</p> <p>◇(3) 砂糖関係業務</p> <p>ア 機構からの補助金による基金等に係る情報公開の推進</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p>	<p>a</p>

評価項目	達成状況	評価
<p>金による基金の保有状況、今後の使用見込み等を毎年度取りまとめ、翌年度9月末までに機構において公表する。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】 機構から事業実施主体に造成された基金の保有状況及び今後の使用見込みについて平成25年9月30日にホームページにおいて公表した。 (PT別添4-9)</p>	
<p>また、機構が実施する調整金徴収及び交付金交付業務等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構が輸入指定糖等から徴収した調整金の総額及び機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について、翌月末までに公表する。</p>	<p>【評価指標】 イ 機構から交付金交付対象者への交付金等に係る情報公開の推進 a : 取り組みは十分であった b : 取り組みはやや不十分であった c : 取り組みは不十分であった</p>	a
<p>【年度計画】 (3) 砂糖関係業務 機構からの補助金により事業実施主体等において造成された基金については、基金基準等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金の保有状況、今後の使用見込み等を9月末までに公表する。</p> <p>また、機構が実施する調整金徴収及び交付金交付業務等の運営状況について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構が輸入指定糖等から徴収した調整金の総額及び機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について、翌月末までに公表する。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】 また、機構が徴収した調整金の総額及び機構から交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期ごとに取りまとめ、その実績及び収支状況について当該四半期の最終月の翌月末までにホームページにおいて公表した。 (PT別添4-10)</p>	
<p>【中期計画】 (4) でん粉関係業務 機構が実施する調整金徴収及び交付金交付業務等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構が輸入指定でん粉等から徴収した調整金の総額及び機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について、翌月末までに公表する。</p>	<p>【評価指標】 ◇(4) でん粉関係業務 機構から交付金交付対象者への交付金等に係る情報公開の推進 a : 取り組みは十分であった b : 取り組みはやや不十分であった c : 取り組みは不十分であった</p>	a
<p>【年度計画】 (4) でん粉関係業務 機構が実施する調整金徴収及び交付金交付業務等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果</p>	<p>【業務実績報告書の記述】 機構が徴収した調整金の総額及び機構から交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期ごとに取りまとめ、その実績及び収支状況について、当該四半期の最終月の翌月末までにホームページにおいて公表した。 (PT別添4-11)</p>	

評価項目	達成状況	評価
<p>たす等の観点から、機構が輸入指定でん粉等から徴収した調整金の総額及び機構から交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について、翌月末までに公表する。</p>		

評価項目	達成状況	評価
第2-5 情報収集提供業務	○ 情報収集提供業務 【評価結果】 指標の総数：15 評価aの指標数：15×2点＝30点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 合計 30点 (30/30=100%)	A
【中期計画】 (1) 需給等関連情報の的確な収集と提供 農畜産物の需給動向の判断や経営の安定に資する情報等(以下「需給等関連情報」という。)の収集及び提供に当たっては、その的確な実施を図るため、調査テーマの重点化等業務の合理化を進めつつ、需給等関連情報の収集及び需給に影響を与える要因に関する調査並びにその提供等について、計画段階で情報利用者等の参画を得て開催する委員会において検討する。 また、外部の者を対象とした調査報告会の開催や外部からの講演依頼への対応等に積極的に取り組むことにより、調査成果の普及と情報ニーズの把握に努める。	◇(1) 需給等関連情報の的確な収集と提供 【評価指標】 ① 情報検討委員会における、当該年度の実施状況及び次年度の計画についての検討 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった 【業務実績報告書の記述】 情報利用者等のニーズを的確に把握するため、情報検討委員会を分野ごとに開催し、平成25年度の業務の実施状況及び農畜産物の需給動向等の重点テーマを含む平成26年度の計画について検討した。 (畜産：3月3日、野菜：2月27日、砂糖・でん粉：2月28日) また、情報検討委員会で得られた利用者ニーズ等を基に策定した重点テーマに即し、農畜産物の需給及び生産者の経営安定に関連する重要情報の提供を行った。 (PT別添5-1、5-2)	a
【年度計画】 (1) 需給等関連情報の的確な収集と提供 需給等関連情報の収集及び提供に当たっては、その的確な実施を図るため、調査テーマの重点化等業務の合理化を進めつつ、農畜産物の需給動向に関する情報の収集及び需給に影響を与える要因に関する調査並びにその提供等について、情報利用者等の参画を得て開催する情報検討委員会において、平成25年度の実施状況及び平成26年度の計画について検討する。 また、外部の者を対象とした調査報告会の開催や外部からの講演依頼への対応等に積極的に取り組むことにより、調査成果の普及と情報ニーズの把握に努める。	【評価指標】 ② 調査報告会の開催、講演依頼への対応等の調査成果普及等の取組 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった 【業務実績報告書の記述】 外部の方を対象とした調査報告会の開催や外部からの講演依頼への対応について以下のとおり積極的に取り組み、調査情報の普及と情報ニーズの把握に努めた。 ①調査報告会の開催：9回(平成24年度14回) ②外部からの講演依頼：13回(平成24年度24回) ③新聞等での引用等：1,347件(平成24年度1,346件) ④面談等による個別説明の要請等：29件(平成24年度26件) (PT別添5-3)	a
【中期計画】 (2) 情報提供の効果測定等 情報提供の質の向上を図るため、アンケート調査等の実施により、提供した情報について効果測定を実施する。	◇(2) 情報提供の効果測定等 【評価指標】 ① アンケート調査の実施 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった	a

評価項目	達成状況	評価
<p>また、中期目標期間中の各事業年度における情報利用者の満足度を指標化し、5段階評価で4.0以上となるようにする。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】 提供した情報やその提供方法について、その効果を測定するため、「畜産の情報」、「野菜情報」、「砂糖類・でん粉情報」について、全ての読者を対象にアンケート調査を実施した。 (配布4,845件、回答1,803件、回収率37.2%) (PT別添5-4)</p>	
<p>さらに、アンケート調査結果等を踏まえ、情報提供内容等について必要な改善及び業務の合理化を行うとともに、紙媒体での情報提供について、利用者のニーズを踏まえつつ、より効率的な情報提供とするため、情報提供の効果を検証した上で、ホームページによる情報提供への重点化、紙媒体での情報提供の合理化等の見直しを行う。</p>	<p>【評価指標】 ② 情報利用者の満足度 分母を5段階評価の4.0とし、分子を畜産、野菜、砂糖、でん粉の各情報提供についてのアンケート調査結果の5段階評価の平均値とする。 a：達成度合は、100%以上であった b：達成度合は、70%以上100%未満であった c：達成度合は、70%未満であった</p>	a
<p>【年度計画】 (2) 情報提供の効果測定等 ① 提供した情報について、その効果を測定するためのアンケート調査等を実施する。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】 情報利用者の満足度を把握するため、平成25年度のアンケート調査を実施し、その集計結果は、5段階評価で4.1であり、その目標の4.0を上回った。 ・「畜産の情報」の評価結果：4.2 ・「野菜情報」の評価結果：4.1 ・「砂糖類・でん粉情報」の評価結果：4.2 (PT別添5-4)</p>	
<p>② (1)及び(3)の措置の着実な実施を通じ、情報利用者の満足度が5段階評価で4.0以上となるようにする。 ③ アンケート調査結果等を踏まえ、情報提供内容等について必要な改善及び業務の合理化を行う。</p>	<p>【評価指標】 ③ 情報提供内容等の改善等 a：必要がなかった又は十分であった b：必要はあったが、やや不十分であった c：必要はあったが、不十分であった</p>	a
<p>④ 紙媒体での情報提供の効果を検証し、ホームページによる情報提供への重点化、紙媒体での情報提供の合理化等の見直しを行う。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】 アンケート調査結果等を踏まえた読者のニーズ等に応えるとともに、最新の値動き、入荷の動きなどの需給・価格動向に関する情報等の重点化を図り、情報ニーズに即した紙面構成とするため、10月号から情報誌の掲載項目及び内容の変更を行った。 また、情報検討委員会における議論を踏まえ、情報誌の特別編集を実施した。 (PT別添5-5～5-7)</p>	
<p></p>	<p>【評価指標】 ④ 紙媒体での情報提供の実施効果の検証 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった</p>	a
<p></p>	<p>【業務実績報告書の記述】 アンケート調査結果の集計、整理・分析と併せて、紙媒体での情報提供の実施効果を検証した。 その結果、①現行通り紙媒体での提供を希望する割合が94.3%、②紙媒体での情報提供は、全体の把握の容易さ、閲覧・保存のしやすさなど、メリットがあるとした割合が6割以上であった。</p>	
<p></p>	<p>【評価指標】 ⑤ ④を踏まえたホームページによる情報提供への重点化等の取組 a：必要がなかった又は十分であった b：必要はあったが、やや不十分であった c：必要はあったが、不十分であった</p>	a
<p></p>	<p>【業務実績報告書の記述】 なお、ホームページでの情報提供への重点化等を図るため、統計資料欄に新たに需給に関するグラフの掲載を行うとともに、アンケート調査結果を踏</p>	

評価項目	達成状況	評価
	<p>まえ、紙媒体での提供を希望しないとする100者への送付を停止した。 (PT別添5-8)</p>	
<p>【中期計画】 (3) 需給等関連情報の迅速な提供 情報の提供は、迅速に行うこととし、情報の種類に応じて年度計画に定める期間内に公表を行う。 また、情報利用者等からの問合せ等には迅速に対応する。</p>	<p>◇(3) 需給等関連情報の迅速な提供 【評価指標】 ① 情報の期間内の公表 分母を年度計画に掲げる情報についての提供件数とし、分子を期間内に公表した提供件数とする。 a : 達成度合は、100%であった b : 達成度合は、70%以上100%未満であった c : 達成度合は、70%未満であった</p>	a
<p>【年度計画】 (3) 需給等関連情報の迅速な提供 需給関連統計情報については情報収集の翌週まで、需給動向情報については情報収集の翌月までの期間内に公表を行う。 また、情報利用者等からの問合せ等には迅速に対応する。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】 情報件数1,181件(うち需給関連統計情報732件、需給動向情報449件)の全てを情報収集の翌月の期間内に公表した。 【評価指標】 ② 情報利用者等からの問合せ等があった場合の迅速な対応 a : 必要がなかった又は十分であった b : 必要はあったが、やや不十分であった c : 必要はあったが、不十分であった</p>	a
	<p>【業務実績報告書の記述】 また、情報利用者等から304件(うち国から61件、国以外から243件)の問合せがあり、情報を保有していた287件については、全て翌業務日以内に対応した。情報を保有していなかった問合せ17件については2~11日後までに対応した。</p>	
<p>【中期計画】 (4) 消費者等への情報提供 消費者等への情報の提供については、消費者等の視点に立ってその要望に応えた分かりやすい情報とするため、以下の措置を講じる。 ① 消費者等のニーズ把握のためのアンケート調査結果等を踏まえ、農畜産物に関する正しい知識の普及、食の安全関連情報等、消費者等の関心の高い情報を積極的に提供する。 ② 消費者等との意見交換会等を通じた双方向・同時的な情報や意見の交換を行うことにより、消費者等の理解の促進を図る。</p>	<p>◇(4) 消費者等への情報提供 【評価指標】 ① 消費者の情報ニーズ、ホームページ、業務紹介用パンフレットに関するアンケート調査の実施 a : 取り組みは十分であった b : 取り組みはやや不十分であった c : 取り組みは不十分であった 【業務実績報告書の記述】 消費者の情報ニーズの把握のため、消費者ニーズ及びホームページに関するアンケートの内容等について検討し、平成25年11月にアンケートを実施した(ホームページによる情報提供についてのアンケートも併せて実施)。消費者ニーズについては、昨年度に引き続き料理等への関心が高く、消費者コーナーの改善を図るためのニーズを把握することができた。 (10代~60代の無作為抽出による男女個人を調査対象とし、有効サンプル数は200であった。) (PT別添5-9)</p>	a
<p>【年度計画】 (4) 消費者等への情報提供 消費者等への情報の提供については、消費者等の視点に立ってその要望に応えた分かりやすい情報とするため、以下の措置を講じる。 ① 消費者の情報ニーズを把握するため、ホームページ、業務紹介用パンフレットに関するアンケート調査を実施するとともに、調査結果等を踏まえ、ホームページの「消費者コーナー」の充実等を図ることにより、消費者等への分かりやすい情報提</p>	<p>【評価指標】 ② ホームページでの「消費者コーナー」等の充実を通じた消費者等への分かりやすい情報提供の推進 a : 取り組みは十分であった b : 取り組みはやや不十分であった c : 取り組みは不十分であった 【業務実績報告書の記述】 また、検討結果を踏まえて、広報誌のホームページ掲載をHTML化したほか、ホームページにおいて複数画像を並列に掲載できるよう改善を行った。</p>	a
<p>① 消費者の情報ニーズを把握するため、ホームページ、業務紹介用パンフレットに関するアンケート調査を実施するとともに、調査結果等を踏まえ、ホームページの「消費者コーナー」の充実等を図ることにより、消費者等への分かりやすい情報提</p>	<p>【評価指標】 ③ 消費者等の理解の促進を図るための消費者等との意見交換会等の開催 (指標=消費者等との意見交換会、セミナー等の実施) a : 取り組みは十分であった</p>	a

評価項目	達成状況	評価
<p>供を推進する。</p> <p>② 消費者等との意見交換会等を通じた双方向・同時的な情報や意見の交換を行うことにより、消費者等の理解の促進を図る。</p>	<p>b : 取り組みはやや不十分であった c : 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】 消費者等の理解促進を図るため、上州新田牛の生産現場等を訪問したほか、群馬県の畜産関係者との意見交換会を実施した。また、食育推進全国大会、実りのフェスティバル等へ出展し、砂糖の価格調整制度の理解の促進等を行った。 さらに、alicセミナーの開催（8回）、広報誌の発行（6回）等を通じて、消費者等への情報提供に取り組んだ。 (PT別添5-10~5-12)</p>	
<p>【中期計画】</p> <p>(5) ホームページの活用等 情報提供の充実を図るため、ホームページによる情報提供に重点化して、機構の最新の動向を正確かつ迅速に提供するとともに、利用者が必要とする情報に効率的にアクセスできるよう、ホームページの機能強化に努める。</p> <p>【年度計画】</p> <p>(5) ホームページの機能強化 ホームページの機能強化に努めるため、以下の取組を行う。</p> <p>① ホームページの改善等に反映させるため、ホームページの活用状況の集計・分析の実施。</p> <p>② ①の集計・分析結果、アンケート調査結果、情報検討委員会の意見等を踏まえた検討を行い、必要に応じてその結果をホームページに反映させる。</p>	<p>◇(5) ホームページの機能強化</p> <p>【評価指標】 (指標＝活用状況の集計・分析、必要に応じたホームページへの反映)</p> <p>a : 取り組みは十分であった b : 取り組みはやや不十分であった c : 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】 アクセス解析ソフトによりアクセス数等について集計分析を行い、各部へデータ及びアクセス分析の概要を提供した。また、トップページに掲出している注目キーワードの更新に活用した。 ホームページについてのアンケート結果を踏まえ、スクロールの軽減を図るための検討を行い、トップページにおけるピックアップ情報のスペースの削減、新着情報の掲載数削減を行った。また、部門別ページにおける新着情報の掲載や各部門のトップページのカテゴリの配置変更等により、利用者の必要な情報へのアクセシビリティの向上を図った。 (PT別添5-13、5-14)</p>	a
<p>【中期計画】</p> <p>(6) 機構の業務運営に対する国民の理解を深めるため、広報活動を推進する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>(6) 広報活動の推進 広報活動の強化を図るため、広報推進委員会を開催し、改善策を検討する。</p>	<p>【評価指標】</p> <p>◇(6) 広報推進委員会における広報活動の改善策についての検討</p> <p>a : 取り組みは十分であった b : 取り組みはやや不十分であった c : 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】 各部の幹部職員から構成される広報・システム推進委員会を4回開催し、ホームページやその他の広報活動の改善・強化につながる方策等を検討し、その結果を踏まえ主婦向け広告掲載などを実施した。 (PT別添5-15)</p>	a
<p>【中期計画】</p> <p>(7) 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に基づく情報の開示を行</p>	<p>【評価指標】</p> <p>◇(7) 照会事項に対する対応等 情報提供した事項に関する照会についての原則として翌業務日以内の対応</p> <p>a : 達成度合は、90%以上であった</p>	a

評価項目	達成状況	評価
<p>うほか、情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌営業日以内に対応する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>(7) 照会事項に対する対応等</p> <p>独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に基づく情報の開示を行うほか、情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌営業日以内に対応する。</p>	<p>b：達成度合は、50%以上90%未満であった</p> <p>c：達成度合は、50%未満であった</p> <hr/> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>情報の開示状況を確認した。情報提供した事項に対する照会件数7件のうち、翌営業日以内の回答は7件であった。</p> <p>(PT別添5-16)</p>	

評価項目	達成状況	評価
第3-1 事業費及び一般管理費の節減に係る取り組み（支出の削減についての具体的方針及び実績等） 予算	○ 事業費及び一般管理費の節減に係る取り組み （支出の削減についての具体的方針及び実績等） 【評価結果】 指標の総数：1 評価aの指標数：1 × 2点 = 2点 評価bの指標数：0 × 1点 = 1点 評価cの指標数：0 × 0点 = 0点 合計 2点（2 / 2 = 100%）	A
【中期計画】 — 【年度計画】 1～3 [略]	【評価指標】 1 事業費及び一般管理費の節減に係る取り組み （支出の削減についての具体的方針及び実績等） a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった なお、本指標の評価にあつては、中期計画に定める「業務運営の効率化による経費抑制」の評価結果に十分配慮するものとする。 【業務実績報告書の記述】 平成25年度の業務経費（附帯事務費）の予算額（経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請により実施された緊急対策を除く。）については、平成24年度比で6.5%削減した。 一般管理費（人件費を除く。）の予算額については、平成24年度比で3.1%削減した。	a

評価項目	達成状況	評価
<p>第3-2 法人運営における資金の配分状況 (人件費、業務経費、一般管理費等法人全体の資金配分方針及び実績、関連する業務の状況、予算決定方式等)</p>	<p>○ 法人運営における資金の配分状況(人件費、業務経費、一般管理費等法人全体の資金配分方針及び実績、関連する業務の状況、予算決定方式等)及び残高の状況にも留意した運営費交付金の適切な算定</p> <p>【評価結果】 指標の総数：1 評価aの指標数：1×2点＝2点 評価bの指標数：0×1点＝1点 評価cの指標数：0×0点＝0点 合計 2点(2/2=100%)</p>	A
<p>【中期計画】 4 毎年の運営費交付金の算定については、運営費交付金債務残高の状況にも留意しつつ、適切な金額の算定を行う。</p> <p>【年度計画】 4 毎年の運営費交付金の算定については、運営費交付金の残高の状況にも留意しつつ、適切な金額の算定を行う。</p>	<p>【評価指標】 2 法人運営における資金の配分状況(人件費、業務経費、一般管理費等法人全体の資金配分方針及び実績、関連する業務の状況、予算決定方式等)及び残高の状況にも留意した運営費交付金の適切な算定 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった 経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請又は緊急的事態が生じた若しくは生じる恐れがあった場合には、資金の配分を見直し、見直し後の資金の配分に基づき評価する。</p> <p>【業務実績報告書の記述】 また、以下により、年度計画及び予算の変更を行った。 ① 畜産勘定においては、配合飼料価格の高騰に対応するための事業の実施に伴う追加等を行った。 ② 砂糖勘定及びでん粉勘定においては、情報収集提供事業費予算に不足が見込まれたことから、予算の配賦替え等を行った。 ③ 野菜勘定においては、平成25年度第1号補正予算成立に伴い加工・業務用野菜生産基盤強化事業に係る附帯事務費の追加を行った。 翌年度の運営費交付金については、運営費交付金算定ルールに基づき算定を行った。</p>	a

評価項目	達成状況	評価
<p>第3-3 「資金管理運用基準」に基づく、安全性に十分留意した効率的な運用 資金計画</p>	<p>○ 「資金管理運用基準」に基づく、安全性に十分留意した効率的な運用 【評価結果】 指標の総数：1 評価aの指標数：1×2点＝2点 評価bの指標数：0×1点＝1点 評価cの指標数：0×0点＝0点 合計 2点（2/2＝100%）</p>	A
<p>【中期計画】 4 毎年の運営費交付金の算定については、運営費交付金債務残高の状況にも留意しつつ、適切な金額の算定を行う。 また、資金の管理及び運用においては、安全性に十分留意しつつ効率的に行う。</p>	<p>【評価指標】 ○ 「資金管理運用基準」に基づく、安全性に十分留意した効率的な運用 a：運用は適切であった c：運用は不適切であった (指標＝毎月2回以上の運用、有価証券による運用の実施) 経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要因による影響を受けることについて配慮する。</p>	a
<p>【年度計画】 4 毎年の運営費交付金の算定については、運営費交付金の残高の状況にも留意しつつ、適切な金額の算定を行う。 また、資金の管理及び運用においては、「資金管理運用基準」に基づき、安全性に留意しつつ以下により効率的な運用を行う。 ① 事業資金等のうち流動性の確保が必要な資金については、支払計画に基づき余裕金の発生状況を把握し、主に大口定期預金による運用を毎月2回以上実施する。 ② 資本金、事業資金の一部については、満期償還の有無、長期運用が可能な余裕金の発生状況を把握し、有価証券による運用を実施する。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】 ① 「資金管理運用基準」に基づき、事業資金等のうち流動性の確保が必要な資金については、支払計画に基づき余裕金の発生状況を把握し、主に大口定期預金による運用を毎月2回以上実施した。 ② 資本金、事業資金の一部については、満期償還の額や時期、新たに長期運用が可能な余裕金の発生状況を把握し、有価証券による運用を実施した。 (PT別添6-1～6-3)</p> <p>【参考】 (資金の保有状況等) 畜産関係の資金として、調整資金803億円及び畜産振興資金2,649億円（関連法人等に対する出資金見合等78億円を含む。）、野菜関係の資金として、野菜生産出荷安定資金581億円及び野菜農業振興資金153億円を平成25年度末で保有しているが、国庫等から受け入れた事業財源の当期末残高であり、翌年度以降の事業等に充てるため、「独立行政法人会計基準」に基づき長期預り補助金等として整理している。 なお、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）による指摘を踏まえ、畜産関係の資金については、平成23年度において、資源循環型酪農推進事業及び鶏卵需給安定緊急支援事業は国直轄事業で実施、生乳需要創出緊急対策支援事業は廃止。結果として、経営安定対策は400億円超の減額。平成23年3月に中期目標の期中改定を行い、畜産振興事業の補完対策（その他畜産振興事業）について「本対策については、事業を縮減する」と明記しており、自給飼料、家畜改良、消費拡大、施設整備関係を中心に国直轄事業へ移行するなど大幅に見直し、60億円程度を削減。</p> <p>【参考】 (破産更生債権等の管理状況等) 旧農畜産業振興事業団が実施していた債務保証業務に係る破産更生債権等については、機構法附則第7条に基づき、機構発足時に2乳業者について破産更生債権等（2.9億円）を承継し同額の貸倒引当金を計上したところであるが、うち1者は平成19年度に連帯保証人の破産により債権回収が不可能となったことから求償権の償却（0.9億円）を行った。残る1者について更生債権の弁済計画に基づき求償権の回収を行っていたが、平成25年9月に自己破産した。これに伴い、連帯保証人に対し、弁済を求めていたものの、平成26年1月に連帯保証人の自己破産開始手続きが開始されている。 なお、債務保証業務については、平成15年10月の独立行政法人化とともに廃止し、新たな債務保証は行っていない。 (PT別添6-4)</p>	

評価項目	達成状況	評価
	<p>【参考】 (関連法人等に対する出資)</p> <p>関連法人等（25法人）に対する出資は、旧農畜産業振興事業団から承継したものであり、機構法附則第8条及び業務方法書第252条に基づき適切に出資に係る株式又は持分の管理を行っている。</p> <p>これら25の関連法人等については、平成25年5月～26年3月の間に全法人に対して決算ヒアリング等を行い、その経営状況の分析を踏まえ、多額の損失を抱える法人については、合理性・効率性・収益性の観点から経営改善計画を提出させるなどの指導を行った。</p> <p>なお、当該出資は、①と畜業務、又は生乳の需給不均衡を解消するという公共的な性格を有する業務について地方公共団体及び関係農業団体の出資と一体となっ て行われたもの、②畜産物の生産、流通の合理化を図る政策目的に即して民法第34条の規定により設立されたものに対して行われたものであり、地元資本の出資を誘引することを目的としていたため一方的に出資を引き上げるのは妥当ではないこと、③ヒアリング等を通じて各法人等は現在も出資目的に従って業務を着実に実施していることを確認できたこと等から、引き続き出資等を維持することが必要である。</p> <p>なお、平成15年10月の独立行政法人化以降、新たな出資は行っていない。 (PT別添6-5、6-6、6-7)</p> <p>【参考】 (関連法人との契約の状況)</p> <p>関連会社（19法人）及び関連公益法人等（6法人）と当機構の間には契約に係る取引はない。</p>	

評価項目	達成状況	評価
第4-1 短期借入金の限度額	<p>○ 短期借入金の借入に至った理由等 (当該年度に係る短期借入金について、借入に至った理由、使途、金額、金利、手続き、返済の状況と見込み。借入がなかった場合は、本項目の評価は行わない。)</p> <p>【評価結果】 指標の総数：1 評価aの指標数：0×2点＝0点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 (評価対象外：1) 合計 0点(0/0=100%)</p>	-
<p>【中期計画】 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度4億円とする。</p> <p>【年度計画】 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、4億円とする。</p>	<p>【評価指標】</p> <p>○ 運営費交付金の受入の遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金 a：借入に至った理由等は適切であった c：借入に至った理由等是不適切であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】 資金の状況を常に把握した結果、借入実績はなかった。</p>	-

評価項目	達成状況	評価
<p>第4-2 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の不足となる場合における短期借入金</p>	<p>○ 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金</p> <p>【評価結果】 指標の総数：1 評価aの指標数：1×2点＝2点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 合計 2点（2/2＝100%）</p>	A
<p>【中期計画】 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度800億円とする。</p> <p>【年度計画】 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、800億円とする。</p>	<p>【評価指標】</p> <p>○ 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金 a：借入に至った理由等は適切であった c：借入に至った理由等是不適切であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】 期中における短期借入金残高は借入限度額の範囲内であった。 具体的には、期首の借入金残高227億円及び交付金支払不足額393億円について、418億円は調整金収入等により償還し、残りの202億円については借換えを行った。 機構は輸入糖等から調整金を徴収し、これを主な財源として、甘味資源作物生産者等に交付金を交付する国内産糖価格調整事業を実施しており、当該事業の支払財源である調整金収入の単価や生産者等への交付金単価等は、農林水産省が決定することとなっている。砂糖勘定の短期借入金は、機構が制度を的確に運営した結果、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金等の不足額を借入れたものである。 砂糖勘定における短期借入金の金利については、入札を実施した結果、平成25年度通算では0.1150%の借入利率となった。（短期プライムレート：1.475%） （PT別添6-8）</p> <p>【参考】 （砂糖勘定の繰越欠損金） 繰越欠損金は、国内産糖価格調整事業を砂糖の価格調整制度に基づき運営した結果として発生した調整金収支差である。 平成25年度においては、調整金等収入561億円に対し、交付金等支出526億円で35億円の当期利益が生じたことから、これを前年度末の繰越欠損金に加えた結果、平成25年度末における繰越欠損金は269億円となった。 （PT別添6-9）</p>	a

評価項目	達成状況	評価
<p>第4-3 でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金</p>	<p>○ でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金</p> <p>【評価結果】 指標の総数：1 評価aの指標数：0×2点＝0点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 (評価対象外：1) 合計 0点 (0/0=100%)</p>	-
<p>【中期計画】 でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度120億円とする。</p> <p>【年度計画】 でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、120億円とする。</p>	<p>【評価指標】 でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金 a：借入に至った理由等は適切であった c：借入に至った理由等是不適切であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】 資金の状況を把握した結果、借入の必要はなかった。 (PT別添6-10)</p>	-

評価項目	達成状況	評価
<p>第5 不要財産又は不要財産となること が見込まれる財産がある場合には、 当該財産の処分に関する計画</p>	<p>○ 緊急的な経済対策として平成21年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実 施に伴う返還金等の金銭による納付 【評価結果】 指標の総数：2 評価aの指標数：1×2点＝2点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 (評価対象外：1) 合計 2点(2/2=100%)</p>	A
<p>【中期計画】 緊急的な経済対策として平成 21年度補正予算で措置された畜産 業振興事業の実施に伴う返還金等 について、各年度に発生した当該 返還金等をその翌年度中に金銭に より納付する。 また、平成28年度までに、所有 する職員宿舎を2戸廃止し、これ により生じた収入の額の範囲内で 主務大臣が定める基準により算定 した金額を国庫に納付する。</p>	<p>【評価指標】 緊急的な経済対策として平成21年度補正予算で措置された畜産業振興事業の 実施に伴う返還金等の金銭による納付 a：計画どおりに実施された c：計画どおりに実施できなかった 【業務実績報告書の記述】 緊急的な経済対策として平成21年度補正予算で措置された畜産業振興事業実 施に伴う返還金等の不要となる資金については、平成25年6月3日に1,109百万 円の国庫納付を行った。 また、平成23年度に牛肉・稲わらセシウム関連緊急対策として予備費を財源 に措置した3対策のうち、国産牛肉信頼回復対策事業について、平成25年12月 6日に2,595百万円の国庫納付を行った。</p>	a
<p>【年度計画】 緊急的な経済対策として平成 21年度補正予算で措置された畜産 業振興事業の実施に伴う返還金等 について、各年度に発生した当該 返還金等をその翌年度中に金銭に より納付する。 また、平成28年度までに、所有 する職員宿舎を2戸廃止し、これ により生じた収入の額の範囲内で 主務大臣が定める基準により算定 した金額を国庫に納付する。</p>	<p>【評価指標】 平成28年度までに、所有する職員宿舎を2戸譲渡し、これにより生じた収入の 額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付 a：計画どおりに実施された c：計画どおりに実施できなかった (実施した年度のみ評価を行う) 【参考】 職員宿舎(2戸)の廃止は、平成28年度までに行うこととしている。</p>	-

評価項目	達成状況	評価
第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	○ 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	-
【中期計画】 予定なし	【評価指標】 —	-
【年度計画】 予定なし	【業務実績報告書の記述】 —	

評価項目	達成状況	評価
<p>第7 剰余金の使途 剰余金による成果（剰余金の使途について、中期計画に定めた使途にあてた結果、当該事業年度に得られた成果）</p>	<p>○ 剰余金による成果 （剰余金の使途について、中期計画に定めた使途にあてた結果、当該事業年度に得られた成果） 【評価結果】 指標の総数：1 評価aの指標数：0×2点＝0点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 （評価対象外：1） 合計 0点（0/0＝100%）</p>	-
<p>【中期計画】 人材育成のための研修、職場環境等の充実など業務運営に必要なものに充てる。</p> <p>【年度計画】 人材育成のための研修、職場環境等の充実など業務運営に必要なものに充てる。</p>	<p>【評価指標】 ○ 剰余金による成果 （剰余金の使途について、中期計画に定めた使途にあてた結果、当該事業年度に得られた成果） a：得られた成果は十分であった b：得られた成果はやや不十分であった c：得られた成果は不十分であった 当該評価を下すに至った経緯、中期目標、中期計画に記載されている事項以外の業務等特筆すべき事項を併せて記載する。 （中期計画に定めた剰余金の使途に充てた年度のみ評価を行う。）</p>	-
	<p>【業務実績報告書の記述】 剰余金の発生がないことを確認した。（平成25年度計画にある使途への充当はない。）</p>	

評価項目	達成状況	評価
第8-1 施設及び設備に関する計画	○ その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項 施設及び設備に関する計画	-
【中期計画】 予定なし	【評価指標】 —	-
【年度計画】 予定なし	【業務実績報告書の記述】 —	

評価項目	達成状況	評価
<p>第8-2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）</p>	<p>○ 職員の人事に関する計画 （人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）</p> <p>【評価結果】 指標の総数：5 評価aの指標数：5×2点＝10点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 合計 10点（10/10＝100%）</p>	A
<p>【中期計画】 (1) 方針 業務運営の効率化に努め、業務の質や量に対応した職員の適正な配置を進めるとともに、職員の業務運営能力等の育成を図る。 また、機構の組織・業務運営の一層の活性化を図るため、人事評価制度、管理職ポストオフ制度、適正な新規採用等を着実に実施する。 なお、調査情報部の調査役については、役割分担の見直しなど管理職として真に必要な配置について不断に検討し、見直しを行う。</p>	<p>【評価指標】 ◇(1) 職員の人事に関する方針 ① 職員の業務運営能力等の育成及び人事評価制度等の着実な実施 （指標＝職員の適正な配置、人事評価制度、管理職ポストオフ制度、調査役の配置等） a：方針どおり順調に実施された b：概ね方針どおり順調に実施された c：方針どおりに実施できなかった</p> <p>【業務実績報告書の記述】 職員を適正に配置するため、職員の勤務時間等を毎月把握するとともに、人事評価制度、ポストオフ制度を実施した。また、平成25年度において、5人の新規採用を行った。</p>	a
<p>【年度計画】 (1) 方針 業務運営の効率化に努め、業務の質や量に対応した職員の適正な配置を進めるとともに、職員の業務運営能力等の育成を図る。 また、機構の組織・業務運営の一層の活性化を図るため、人事評価制度、管理職ポストオフ制度、適正な新規採用等を着実に実施する。 なお、調査情報部の調査役については、役割分担の見直しなど管理職として真に必要な配置について不断に検討し、見直しを行う。</p>	<p>【評価指標】 ② 調査情報部の調査役の検証及び見直し a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】 なお、調査情報部の平成25年度期首の調査役について、平成24年度期末の5名から2名削減し、3名の調査役の役割分担を明確化した。</p>	a
<p>【中期計画】 (2) 人員に係る指標 期末の常勤職員数は、234人を上回らないものとする。 【参考1】 前期中期目標期間の期末（平成24年度）の常勤職員数 234人 期初の常勤職員数の見込み 234人 期末の常勤職員数の見込み 234人 【参考2】 中期目標期間中の人件費総額見込み 9,818百万円</p>	<p>【評価指標】 ◇(2) 人員に関する指標 （指標＝常勤職員数、人件費総額） a：計画どおり順調に実施された b：概ね計画どおり順調に実施された c：計画どおりに実施できなかった （各年度の年度計画において規定されている具体的な目標に基づき、達成度合を評価する）</p> <p>【業務実績報告書の記述】 期末の常勤職員数は211人となった。</p>	a

評価項目	達成状況	評価
<p>【年度計画】</p> <p>(2) 人員に係る指標 期末の常勤職員数は、234人を上回らないものとする。</p> <p>【参考1】 前期中期目標期間の期末（平成24年度）の常勤職員数234人 期初の常勤職員数の見込み234人 期末の常勤職員数の見込み234人</p> <p>【参考2】 中期目標期間中の人件費総額見込み 9,818百万円</p> <p>【中期計画】</p> <p>(3) 業務運営能力等の向上 機構の使命や業務の目的を自覚し、その職階に応じた業務遂行能力を十全に発揮できるよう、以下のとおり研修を行う。</p> <p>① 職員の総合的能力を養成するため階層別研修（初任者、一般職員、管理職）を実施する。</p> <p>② 職員の専門的能力を養成するため、必要に応じて、会計事務職員研修、情報ネットワーク維持管理研修、衛生管理者養成研修等の専門別研修を実施する。</p>	<p>◇(3) 業務運営能力等の向上</p> <p>【評価指標】</p> <p>① 階層別研修の実施 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった</p> <hr/> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>初任者（5名）に対し、職員として必要な基礎知識や職場への適応力を付与することを目的に、以下の研修を実施した。 ア 新聞購読研修（11月～3月、平成26年度新規採用予定者） イ 採用時衛生研修（4月） ウ 業務概要習得研修（4月） エ ビジネスマナー研修（4月） オ 法人文書作成研修（4月） カ 初任者現地研修（2月）</p> <p>一般職員に対し、係員、係長、課長補佐、課長代理のそれぞれの階層において職務遂行能力や資質を高めることを目的に以下の研修を実施した。 ア 農村派遣研修（7～12月・2月、10名） イ 行政実務研修（7月～6月、3名） ウ 係員研修（2月、11名） エ 中堅職員研修（3月、15名）</p> <p>管理職に対し、必要とされる知識及び技能を付与し、管理者としての能力を高めることを目的に以下の研修を実施した。 ア 管理職研修（新任管理職対象）（5月・8月、3名） イ メンタルヘルス研修（1月、41名） (PT別添6-11)</p>	a
<p>【年度計画】</p> <p>(3) 業務運営能力等の向上 職員の事務処理能力の向上を図るため、業務運営能力開発向上基本計画に基づき、研修を実施する。</p> <p>① 職員の総合的能力を養成するための階層別研修として以下の研修を実施する。 ア 初任者研修として、ビジネスマナー研修、初任者現場研修等 イ 一般職員研修として、農村派遣研修、行政実務研修、海外派遣研修等 ウ 管理職研修として、新任管理職研修</p> <p>② 職員の専門的能力を養成するため、人事異動に応じて、各部署で必要とされる能力を確保するため、必要に応じて下記の研修を受講させる。 ア 会計関連研修として、会計事務職員研修、予算編成支援システム研修、消費税中央セミナー イ 広報・調査情報関連研修として、</p>	<p>【評価指標】</p> <p>◇(3) 業務運営能力等の向上</p> <p>② 専門別研修の実施 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった</p> <hr/> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>職員の専門能力を養成するため、以下の研修に参加させた。</p> <p>・会計研修等 ア 会計事務職員研修（9～11月、1名） イ 予算編成支援システム研修（10月、2名） ウ 消費税中央セミナー（11月、2名）</p> <p>・広報・調査情報関連研修 ア 広報研修（6月、1名） イ 情報ネットワーク維持管理研修（10月、1名） ウ 情報提供技術向上研修（1～2月、13名）</p> <p>・総務・人事関連研修 ア 衛生管理者養成研修（10月、1名） イ 個人情報保護研修（5月、3名） ウ 特別産業廃棄物管理責任者養成研修（12月、1名） エ メンタルヘルス研修（2月、1名）</p>	a

評価項目	達成状況	評価
広報研修、情報ネットワーク維持 管理研修、情報提供技術向上研修 ウ 総務・人事関連研修として、衛生 管理者養成研修、個人情報保護 研修 エ 監査関連研修として、内部監査 研修等 オ その他、共通研修として、英語力 向上研修、海外派遣研修、中央畜産 技術研修、統計研修等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査関連研修 内部監査研修（6月・10月、2名） ・ 共通研修 ア 英語力向上研修（7月・10月・1月、6名） イ 海外派遣研修（2～3月、1名） ウ 中央畜産技術研修（6月・9月・11月、6名） エ 統計分析研修（7月・8月・10月・12月、7名） （PT別添6-11） 	

評価項目	達成状況	評価
第8-3 積立金の処分に関する事項	○ 長期借入れを行う場合の留意事項 【評価結果】 指標の総数：1 評価aの指標数：1 × 2点 = 2点 評価bの指標数：0 × 1点 = 0点 評価cの指標数：0 × 0点 = 0点 合計 2点 (2 / 2 = 100%)	A
【中期計画】 畜産勘定、でん粉勘定及び補給金等勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、それぞれ独立行政法人農畜産業振興機構法附則第8条第1項に規定する業務、同法第10条第5号二及びホに規定する業務並びに加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の第3条第1項に規定する業務に充てることとする。 【年度計画】 畜産勘定、でん粉勘定及び補給金等勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、それぞれ独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）附則第8条第1項に規定する業務、同法第10条第5号二及びホに規定する業務並びに加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第3条第1項に規定する業務に充てる。	【評価指標】 ○ 前期中期目標期間繰越積立金の処分 a：積立金を充てた理由等は適切であった c：積立金を充てた理由等是不適切であった 【業務実績報告書の記述】 (畜産勘定) 畜産勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、旧農畜産業振興事業団より承継した株式会社への出資の持分として、機構法附則第8条第1項に基づき管理している。 (でん粉勘定) 前期中期目標期間繰越積立金4,164百万円のうち1,236百万円を平成25年度決算において、機構法第10条第5号二及びホに規定する業務に充てた。なお、前期中期目標期間繰越積立金の残高2,928百万円についても同業務に充てるため、同勘定において管理している。 (補給金等勘定) 前期中期目標期間繰越積立金18,669百万円のうち、1,759百万円を平成25年度決算において、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第3条第1項に規定する業務に充てた。なお、前期中期目標期間繰越積立金の残高16,909百万円についても同業務に充てるため、同勘定において管理している。	a